

令和 7 年度 教育大綱に基づく施策の 実施状況について

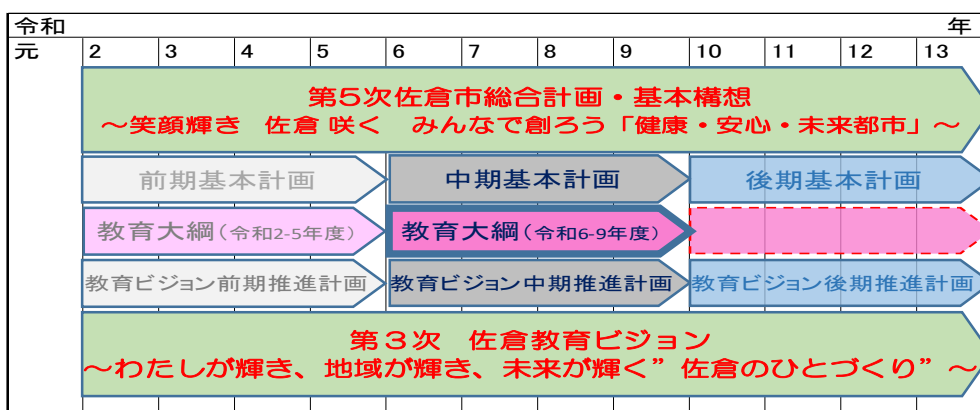
-わたしが輝き、地域が輝き、
未来が輝く、“佐倉のひとづくり”-

1 教育大綱とは

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育振興に関する目標や施策の根本的な方針となる大綱の策定が地方公共団体の長に義務付けられました。本市では平成28年2月に初めて佐倉市教育大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その後、令和2年2月、令和6年2月にそれぞれ改訂しました。

2 策定の基本的考え方

- 大綱は、第5次佐倉市総合計画及び第3次佐倉教育ビジョンを踏まえて策定しました。
- 大綱のテーマは、第3次佐倉教育ビジョンの基本理念と同様、「わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”」としました。



3 大綱の計画期間

第5次佐倉市総合計画中期基本計画、及び第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画と連動し、計画期間を令和6年度から令和9年度までの4年間としました。

4 令和7年度教育大綱に基づく施策の実施状況について

- 教育大綱に掲げられた4つの基本方針について、市がどのように推進しているか、その全体像をお示しするため、効果的かつ効率的な行政運営の実現、市政の透明性向上及び佐倉市総合計画の推進を図ることを目的に実施されている「行政評価」の結果より、令和7年度教育大綱に基づく施策の実施状況を報告します。
- 行政評価の対象となる「基本施策」は、第5次佐倉市総合計画基本計画に掲げられた施策（全30施策）で、教育大綱に基づく施策もこの「基本施策」のいずれかに位置付けられた上で実施されています。
- 「基本施策」の評価は、事業担当課で定めた指標に対しどの程度達成（進捗）したかを、事務事業の指標および基本施策の成果指標ごとに点数をつけ、その加重平均によってAからEの評価を付しています。
- 今回の評価内容は、行政評価委員会（副市長、各部長等の庁内組織）における審査を経たもので、今後、行政評価懇話会（有識者、市民公募委員等の第三者組織）へ報告される予定となっております。

教育大綱

基本方針	令和7年度施策（令和7年度第1回総合教育会議にて報告）	
基本方針1 生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します 目まぐるしく進展する社会の中でも、子どもたちが力強く生きていくためには、教育の充実に向けた環境整備が重要です。ICTの活用など、個々の状況に応じた効果的な教育を受けることができる環境を整備し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、様々な能力を開花することができる教育を目指します。また、子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。 人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを行います。	確かな学力の向上 〔指導課・教育センター〕	(1) 全国学力・学習状況調査への参加 (2) 佐倉市独自の学習状況調査の実施【重点】佐倉市学習状況調査の実施 (3) ICTを活用した授業実践のデータベース化 (4) GIGAスクール構想に基づきICTを活用した学習環境の整備【重点】GIGAスクール構想の推進 (5) 好学力チャレンジプリント等の活用による基礎・基本の定着 (6) 近隣大学等と連携した小中学校への教員志望の学生の派遣（学力向上サポートティーチャー とば！教職たまごプロジェクト研修生の派遣） (7) 幼稚園・全小中学校への英語指導助手（ALT）の派遣 (8) 幼稚園教育の推進（市立幼稚園） 【拡充】市内幼稚園、保育施設と小中学校の交流の場、指導方法等の共通理解の促進 (9) 社会科副読本『わたしたちの佐倉市3、4年生用』の活用 (10) 小学校理科実験支援員の派遣 (11) 児童・生徒科学作品展等の開催 (12) 科学の甲子園ジュニア千葉大会への参加
	教職員の指導の質の向上 〔教育総務課・学務課・指導課・教育センター〕	(1) 教育委員等による定期的な学校訪問の実施 (2) 教育委員会職員が計画的に学校を訪問し、諸表簿等の点検・指導の実施 (3) 【継続】教員の教材研究及び教科研修に活用する教師用教科書等の購入 (4) 「佐倉市教職員研修体系」に基づく各種研修会や会議等の開催 (5) 佐倉市教育センター報告会の開催 (6) 「佐倉市教育センターだより」の発行
	心の教育の充実 〔指導課・教育センター〕	(1) 児童生徒の佐倉への愛着を育むための道徳教材の活用（佐倉市道徳副読本や佐倉市道徳教材を活用した授業の実施、新たな教材の開発等） 【重点】佐倉の地域性を生かした道徳教育の推進 (2) 【継続】休日部活動指導の民間委託の実証実験（各中学校1部活動地域展開） 【重点】部活動地域移行の推進 (3) 教育相談や進路相談の実施 (4) 広島県又は長崎県への佐倉平和使節団の派遣 (5) 稲作や野菜作りなどの体験学習の実施 (6) 学校教育におけるESDの充実
	学校教育における「佐倉学」の推進 〔指導課〕	(1) 各学校における「佐倉学」の推進 (2) 佐倉学副読本『ふるさと佐倉の歴史』、『郷土の先覚者』等の活用 (3) 佐倉学研修会の開催 (4) 「佐倉学」に関する学習への文化課職員の派遣 (5) 「佐倉学検定」の実施【重点】学校教育における佐倉学の推進
	読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進 〔指導課・図書館・文化課・美術館〕	(1) 楽しい英語教室の開催等を通じた国際理解の推進 (2) 小学校と図書館との連携による読書活動の推進 (3) 小中学校への団体貸出の実施 (4) 【新規】小中学校への電子書籍サービスの拡充 (5) オランダとの交流事業などを通じた国際理解の推進 (6) 学校と市立美術館が連携し、鑑賞教室、出前授業、職場体験の受入れ、対話による美術鑑賞プロジェクト ミテ・ハナソウの実施
	食育の推進・健やかな体の育成 〔指導課〕	(1) 【重点】児童生徒の体力向上の推進 (2) 【新規】佐倉市文化祭「みんなで元気アップチャレンジ！」の実施 (3) 各学校での新体力テストへの積極的な参加と結果の分析 (4) 児童生徒に運動能力証、体力優良証等の交付 (5) 体力向上推進会議等における体力向上推進に向けた協議の実施 (6) 【拡充】民間プールとの連携による水泳授業の取組 (7) 食育授業の実施 (8) 給食を生かした健康教育の推進 (9) 地場産物を中心とした献立作りの推進 (10) 津田仙給食、佐倉市統一献立、城下町佐倉・江戸ぐるめ献立の実施【重点】食育の推進 (11) 生活習慣病予防教育における個別相談の充実 (12) 全小中学校におけるエビベン研修会の実施 (13) 健康診断、感染症予防など学校における必要な保健管理の実施 (14) 生活習慣病予防講演会の実施



【佐倉市教育大綱と第5次佐倉市総合計画中期基本計画の関係性】

総合計画 中期基本計画

基本方針	基本施策	施策	主な予算事業	評価
4 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち（教育）	4-1 学校教育	① 学力向上・学習内容の充実に取り組みます	教育指導書等改訂作成事業（指導課） 教職員研修事業（指導課） 教育課題研究事業（指導課） 英語・外国語活動推進事業（指導課） 日本語適応指導事業（指導課） 教科書指導書購入事業（学務課） 学習状況調査事業（教育センター） 教育指導書等作成事業（指導課） 幼保小架け橋プログラム推進事業（指導課） 教育施策推進事業（教育総務課）	C
		② 豊かな人間性を育む教育に取り組みます	学校体育振興事業（指導課） 社会人活用推進事業（指導課） 児童生徒等校外活動事業（指導課） 佐倉学推進事業（指導課） キャリア教育事業（指導課） 多様な学びの教育相談事業（教育センター）	
5 市民とともに創る多様性のある持続可能なまち（市民参加・自治体運営）	4-2 教育環境	① 良好な学習環境を整備します	後掲	B
		① 平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します	平和施策事業（広報課）	
	5-2 平和・国際化	② 多文化が共生できる地域づくりを推進します	国際化推進事業（広報課） 国際化施策事業（広報課） 国際理解促進事業（文化課） ウクライナ避難民支援事業（企画政策課）	C
	5-4 人権・男女平等参画	① 人権を尊重する意識の醸成を行います	中学校人権教育推進事業（指導課） 人権教育推進事業（社会教育課） 人権施策推進事業（自治人権推進課） 小学校人権教育推進事業（指導課）	B
		② あらゆる場における男女平等参画を推進します	男女平等参画推進事業（自治人権推進課） 男女平等参画推進センター事業（自治人権推進課）	
		③ DV等あらゆる暴力の根絶を目指します	DV対策事業（こども家庭課）	

教育大綱

基本方針	令和7年度施策（令和7年度第1回総合教育会議にて報告）	
基本方針2 学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します 地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たし、絆を深め、助け合いながら連携を進めることのできる取り組みを行います。 経済的な理由などにより子どもたちの学ぶ機会が損なわれないよう必要な支援を行うとともに、一人一人のニーズに合った教育を推進し、誰一人取り残さない学びの保障に向けて取り組みます。また、誰もが安全に安心して学校に通える環境を整備します。 いじめの防止に向けては、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。	学校の施設整備の推進 [教育総務課・指導課]	(1) 学校施設やグラウンドの計画的な整備の実施 (2) [継続]老朽化したトイレの改修工事等の実施(臼井小学校ほか6校)【重点】学校施設の環境整備 (3) [継続]小中学校校舎の照明LED化ESCO事業 (4) [継続]学校のあり方基本方針策定及び教育施設長寿命化計画策定業務 (5) 給食施設や設備の整備を実施 【重点】給食施設設備の整備
	学校の教育環境の整備 [学務課・指導課・教育センター]	(1) 小規模特認校に学校支援補助教員の配置(弥富小学校・和田小学校) 【重点】小規模校学校活力の向上 (2) 学校支援補助教員を配置し、少人数指導及びチームティーチングの実施(井野小学校・西志津小学校・青菅小学校・志津中学校) (3) 教職員用の研修図書を購入 (4) 小中学校の教材備品等の購入・維持管理 (5) 学校図書館における課題図書等の新規購入 (6) 学校図書館司書の配置 (7) 各学校による児童生徒の「読書の時間」への支援
	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 [教育センター]	(1) 佐倉市教育支援委員会の開催 (2) 特別支援教育支援員の配置や、医療的ケアの必要な児童が在籍する学校への看護師配置 【重点】特別支援教育の推進 (3) 学校支援コーディネーターの派遣 (4) こたばの教室(言語通訳指導教室)の設置 【重点】教育相談の充実
	地域に開かれた学校づくり [教育総務課・学務課・指導課]	(1) 教育懇話会、学校評議員会議、教育ミニ集会の開催 【重点】教育懇話会の開催 (2) アイアイプロジェクト活動の推進 (3) スクールガードフォーラム等の開催 (4) 教育委員会職員による巡回パトロール等の実施 【重点】通学路・F16・H19・H19
	いじめや不登校等への対応の充実 [指導課・教育センター]	(1) 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び連絡会議の開催 (2) 佐倉市いじめ対策調査会の開催 (3) 佐倉市いじめ防止こどもサミットの開催 【重点】いじめ防止対策推進事業 (4) 学校教育相談員による教育相談・発達相談、ルームさくらの運営(志津教室・佐倉教室・臼井教室) (5) 心の教育相談員やスクールカウンセラーによる相談活動の実施 (6) 教育センター・教育電話相談室における相談の実施
	教育に係る保護者の負担の軽減 [教育総務課・学務課・指導課]	(1) 奨学資金補助事業による経済的な負担の軽減 (2) 小中学校就学援助制度による経済的な負担の軽減 (3) [継続]佐倉市第3千以降学校給食費補助事業の実施 (4) [拡充]学校給食食材支援事業の実施



【佐倉市教育大綱と第5次佐倉市総合計画中期基本計画の関係性】

基本方針	基本施策	施策	主な予算事業	評価
4豊かな心を育み笑顔あふれるまち(教育)	4-2 教育環境	① 良好な学習環境を整備します	小学校保健管理事業(指導課) 学校給食管理運営事業(指導課) 小学校情報機器整備事業(学務課) 小学校施設改築・改修事業(教育総務課) 中学校情報機器整備事業(学務課) 特別支援教育推進事業(教育センター) 学校図書館活性化事業(指導課) 中学校保健管理事業(指導課) 小規模特認校学習支援事業(学務課) 小学校図書館図書整備事業(学務課) 中学校図書館図書整備事業(学務課) 中学校施設改築・改修事業(教育総務課) 小学校体育施設整備事業(教育総務課) 中学校体育施設整備事業(教育総務課) 小学校給食施設整備事業(指導課) 中学校給食施設整備事業(指導課) 小学校教育振興事業(学務課) 中学校教育振興事業(学務課) 学校保健管理事業(指導課) 小学校水泳指導委託事業(指導課) 少人数指導支援推進事業(学務課) インクルーシブ教育システム推進事業(教育センター) 第3千以降学校給食費補助事業(指導課) 学校給食食材支援事業(指導課) 小学校給食費無償化事業(指導課)	B
		② 地域に開かれた学校運営を行います	学校通学路安全確保事業(学務課) 開かれた学校づくり推進事業(社会教育課) 部活動地域指導事業(指導課)	
		③ 安心して学校に通える環境を提供します	奨学資金補助事業(教育総務課) 小学校就学援助事業(学務課) 中学校就学援助事業(学務課) 児童生徒教育相談事業(教育センター) いじめ防止対策推進事業(指導課)	

教育大綱

基本方針	令和7年度施策（令和7年度第1回総合教育会議にて報告）	
基本方針3 生涯にわたる学びを支援します 市民一人一人が生きがいを 持って豊かで充実した生活を送 るため、市民の学習ニーズとラ イフステージに応じた学習機会 を提供するとともに、市民の学 習成果を生かせるまちづくりを 目指します。また、スポーツに 親しむ環境を維持・整備し、心 と体の健康づくりを推進します。 佐倉の恵まれた自然や、歴史・ 文化等を学ぶ機会を身近に提 供することで、佐倉市への愛 着、郷土意識を醸成します。併 せて、市民の多様な学びを地域 に拡げるための仕組みを整え ます。 ボランティアや地域行事への 参加を積極的に推進し、世代間 交流を充実させ、市全体で青少 年の健全育成に取り組みます。	生涯学習の推進 〔社会教育課・中央公民館・ 公民館・図書館〕	(1)「佐倉市教育の日」関連行事の開催 【重点】「佐倉市教育の日」の推進 (2)市民カレッジ等の市民大学の開講 【重点】市民カレッジ (3)学校や生涯学習に必要な視聴覚教材・機材の貸出 (4)「公民館だより」等の発行 (5)子ども向けのおはなし会、おはなしきやらばん等の開催 (6)小学校等への訪問事業、講師派遣事業、職場体験の実施 (7)小中学生に向けた「夏休みおすすめブックリスト」の作成 (8)高校連携事業 (9)図書館における地域資料の収集・保全・活用 (10)図書館ボランティア養成講座の開催 (11)学校開放の実施 (12)人権教育講座講演会の開催 (13)図書館における平和に関するパネル・資料の展示
	生涯学習における「佐倉学」 の推進 〔社会教育課・公民館・図書 館〕	(1)公民館における「佐倉学」をテーマとする各種講座の開催 (2)公民館における佐倉っ子塾の開催 (3)図書館における佐倉学関連講座の開催 (4)図書館における「佐倉学」の普及促進 (5)佐倉学こども作品展の開催 (6)佐倉学推進会議の開催 【重点】生涯学習における佐倉学の推進
	地域活動の担い手の育成 〔社会教育課・公民館〕	(1)市民カレッジ、ボランティア養成講座等の開催 【重点】市民カレッジ（再掲） (2)市PTA連絡協議会や各地域教育活動団体の活動を支援 (3)社会教育団体や地域ボランティアの活動を支援
	家庭教育の充実 〔社会教育課・公民館〕	(1)家庭教育講演会の開催 (2)学童期子育て学習講演会の開催 (3)思春期子育て学習講演会の開催 (4)中学生のための子育て理解講座等の開催 (5)家庭教育学級の充実 (6)各公民館による家庭教育事業の実施 【重点】家庭教育推進事業
	社会教育施設の整備の推進 〔社会教育課・公民館・図書 館・市民音楽ホール・美術館〕	(1)【新規】中央公民館カレッジ棟屋上防水シート更新工事 (2)【新規】志津公民館水道メーター交換工事 (3)社会教育施設の整備・修繕の実施 (4)【継続】臼井公民館空調整備等についてESCO事業による維持管理 (5)【継続】佐倉南図書館空調設備等についてESCO事業による維持管理



【佐倉市教育大綱と第5次佐倉市総合計画中期基本計画の関係性】

総合計画 中期基本計画				
基本方針	基本施策	施策	主な予算事業	評価
4豊かな心を育み笑顔あふれるまち（教育）	4-3生涯学習	①市民の生涯学習を推進します	根郷公民館活動事業（根郷公民館） 読書普及推進事業（佐倉図書館） 臼井公民館活動事業（臼井公民館） 佐倉学事業（社会教育課） 中央公民館活動事業（中央公民館） 和田公民館活動事業（和田公民館） 弥富公民館活動事業（弥富公民館） 地域教育活動推進事業（社会教育課） 市民カレッジ活動事業（中央公民館） 志津公民館活動事業（志津公民館） 地域連携事業（社会教育課）	B
		②生涯学習の環境を整備します	図書館電算管理運営事業（佐倉図書館） 臼井公民館施設改修事業（臼井公民館） 佐倉南図書館改修事業（佐倉南図書館） 図書資料購入事業（佐倉図書館） 図書館機器等整備事業（社会教育課） 社会教育施設改築・改造事業（社会教育課）	
	4-4青少年健全育成	①青少年の健全育成に取り組みます	青少年活動団体支援事業（こども政策課） 青少年施設管理運営事業（こども政策課） 佐倉市ヤングプラザ管理運営事業（こども政策課） 青少年施設整備事業（こども政策課）	C
		②地域とのふれあいを増やします	成人の日事業（こども政策課） 青少年健全育成推進事業（こども政策課）	
	4-5スポーツ振興	①スポーツを楽しむ機会を提供します	スポーツ大会事業（生涯スポーツ課） 指導者育成・支援事業（生涯スポーツ課） 郡・県民スポーツ大会事業（生涯スポーツ課） スポーツ団体支援事業（生涯スポーツ課） スポーツ教室事業（生涯スポーツ課） スポーツ啓発事業（生涯スポーツ課）	C
		②スポーツ施設を提供します	学校スポーツ開放推進事業（社会教育課） スポーツ施設整備事業（生涯スポーツ課） スポーツ施設管理運営事業（生涯スポーツ課）	

教育大綱

基本方針	令和7年度施策（令和7年度第1回総合教育会議にて報告）	
基本方針4 歴史文化資産の保全・活用を推進し、芸術文化を振興します 「好學進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、日本遺産に認定された歴史的な町並みや、貴重な文化財など数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に取り組むとともに、地域の歴史を広く発信していきます。 また、文化的行事の充実を図るとともに、市民の多様な芸術文化活動を支援し、佐倉から芸術文化を創造・発信します。	歴史文化資産の保全・活用〔文化課〕	(1) 国指定史跡である井野長割遺跡の保全・整備と活用 【重点】井野長割遺跡の保全・整備と活用 (2) 国指定史跡である本佐倉城跡の保全・整備と活用 (3) 埋蔵文化財と歴史民俗資料の保全・活用 (4) 市民文化資産の保全・活用 (5) 登録有形文化財制度の周知と登録物件の活用
	佐倉の魅力の掘り起こし〔文化課・美術館〕	(1) 公民館・小中学校等の歴史文化資産に関する各種講座への講師派遣 (2) 旧堀田邸、武家屋敷の特別公開の実施 (3) 甲冑試着会の開催 【重点】文化財普及活動の推進 (4) 佐倉ゆかりの作家に関連した美術展覧会の開催
	芸術文化の普及の促進〔文化課・市民音楽ホール・美術館〕	(1) 文化情報誌「風媒花」の発行 (2) 学校法人女子美術大学等との連携事業の実施 (3) 学校と市民音楽ホールが連携し、学校巡回音楽会、少年少女ハンドベル教室の開催 (4) 市民音楽ホールを拠点とした多彩な演奏会の開催 (5) 市立美術館を拠点とした各種展覧会の企画・開催 (6) 市民参加型の展示やワークショップ等の開催 【重点】芸術文化の普及促進
	市民の芸術文化活動への支援〔文化課・美術館〕	(1) 市民文化祭の開催 (2) 新春佐倉美術展の開催 (3) 市立美術館の市民ギャラリー等を芸術文化活動の発表の場として提供



【佐倉市教育大綱と第5次佐倉市総合計画中期基本計画の関係性】

総合計画 中期基本計画				
基本方針	基本施策	施策	主な予算事業	評価
3地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち（産業・観光・文化）	3-4 文化・芸術振興	①文化財の保存・活用を推進します	文化財普及啓発事業（文化課） 井野長割遺跡保存整備事業（文化課） 文化財保護事業（文化課） 市内遺跡所在確認調査事業（文化課） 本佐倉城跡保存整備事業（文化課） 考古及び民俗資料整理事業（文化課） 文化財施設管理運営事業（文化課） 市民文化資産保全活用事業（文化課） 市史資料調査・収集・保存事業（佐倉図書館） 市史資料普及事業（佐倉図書館） 市内遺跡整理事業（文化課） 市史資料整理保存事業（佐倉図書館） 文化財保存整備事業（文化課） 日本遺産活用推進事業（文化課）	C
		②芸術文化の普及を推進します	美術館企画展事業（美術館） 文化普及事業（文化課） 市民音楽ホール自主文化事業（市民音楽ホール） 美術館収蔵作品展事業（美術館） 美術館作品収集保管事業（美術館） 市民文化祭事業（文化課） 美術館教育普及事業（美術館） 美術館施設改修事業（美術館） 市民音楽ホール施設整備事業（市民音楽ホール） 美術館調査研究事業（美術館） 市民音楽ホール管理運営事業（市民音楽ホール）	

《第五次倉市總合計画》中期基本計画 基本施策評価シート 《学校教育》

基本方針			4:豊かな心を育み 笑顔あふれるまち(教育)		基本 施策名	1. 学校教育		評価年度 令和7年度				
8年後の目指す姿			感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を発揮し生涯にわたって学び続ける人間育成のための、学校教育における授業の質の向上を図り、個人の様々な能力を開花することができている教育を目指します。			基本施策に係るコスト (千円)		R6年度 228,529	R7年度 255,785	R8年度	R9年度	
現状と課題			＜現状＞ ・学習状況調査を実施し、基礎学力や活用力、学習等に関する意識を分析し、指導改善につなげています。 ・佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物を題材とした佐倉学を市内全小中学校において推進しています。 ＜課題＞ ・子どもたちの「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、問題解決的な学習の手法を取入れた授業改善に取り組む必要があります。 ・技術革新等により社会が大きく変化する中、将来、社会で活躍するために必要な能力を育む教育を推進していく必要があります。 ・授業改善に向けた教職員の指導力の向上と、子どもたちの学習活動を支援する教職員等の配置が必要です。 ・タブレット等のICTを活用した授業を充実させることにより、児童生徒のICT活用能力を育成する必要があります。									
基本施策の評価			C		基本施策の総括・成果							
新規又は重点的に 行った取組			・各学校へICTを効果的に活用する事例や研修を共有しました。 ・長期欠席をしている児童生徒に対して必要に応じて、タブレットを活用したオンラインによる授業を展開しました。 ・小学校高学年における佐倉市学習状況調査のCBT化を進めました。 ・児童生徒の郷土に対する思いを深めるために、佐倉学検定に重点的に取り組みました。			今後の 改善 策・方 向性		・ICT活用の先進事例を横展開し、各校の状況に応じた支援・研修を体系的に推進することで、全体の底上げを図り、ICTを活用した授業の充実を一層加速させます。 ・佐倉市学習状況調査作成委員会で、児童生徒につけさせたい力を検討するとともに、問題の精度を向上させていきます。 ・佐倉学を小中学校で充実させ、地域に根差した体験的な学習の更なる充実を図り、子どもたちの郷土愛を深めます。				

成果指標の 進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)		達成状況			
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	学習状況調査における平均正答率	基礎学力81.2% 活用力73.9%	目標値	基礎学力90% 活用力70%	基礎学力90% 活用力70%	基礎学力90% 活用力70%	基礎学力90% 活用力70%
	実績		基礎学力81.7% 活用力70.7%	基礎学力80.8% 活用力68.6%			
	達成率		基礎学:一部進捗 活用力:目標達成 B	基礎学力:初期値 以下 活用力:初期値以 下 D			
目標値の 考え方・根拠	教育センター						
目標値達成に向けての取組	◆基礎学力:今後の学習を進めるにあたり、身につけておきたい基礎的な知識・技能を中心に問題として設定 ◆活用力:獲得した基礎的な知識・技能を活用して解く問題を中心に問題として設定 ・達成率：(実績値-初期値) / (目標値-初期値) × 100						
目標値達成に向けての取組	・小中学校ともに、佐倉市学習状況調査作成委員会を開き、昨年度までの状況を踏まえ、問題の加除修正を行いました。 ・調査のPBTとCBTを精査し、実施しました。						
目標値を達成しなかった 要因	・問題の難易度の設定に課題があったこと、調査に合わせた好学力や学習プリントの修正ができなかったことが要因と考えられます。 ・CBT化の解答方法に慣れていなかったことが考えられます。		今後の改善策・ 方向性	・調査結果から各校の課題を分析・周知し、指導法の改善を促してまいります。 ・好学力や学習プリントの活用促進を、各会議等で周知します。			
成果指標の 進捗状況②	指標名	初期値		達成状況			
	授業にICTを活用して指導できる教員の割合	77.2%	目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	学務課			85.0%	90.0%	95.0%	100%
目標値の 考え方・根拠	達成率		実績	81.0%	85.1%		
			達成率	一部進捗	D	半分程度達成	C
目標値達成に向けての取組	・国・県の学校教育情報化推進計画で定める数値(100%:令和8年度)に基づき、目標値を設定 ・達成率：(実績値-初期値) / (目標値-初期値) × 100						
目標値達成に向けての取組	・各種研修会や先行事例の共有などを通じ、教職員のICT活用能力は着実に向上しています。						
目標値を達成しなかった 要因	・学校ごとの活用状況に差が見られたことに加え、課題を有する教員に対し、実践に応じた効果的な研修等を十分に実施できなかったことが要因と考えられます。		今後の改善策・ 方向性	・ICTの活用方法に不安を抱える教員を中心に、実践的な研修を実施します。 ・ICT活用率が低い学校に対して、課題を踏まえた伴走型の支援を行います。			

成果指標の 進捗状況③	指標名	初期値	達成状況						
			令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度
			目標値	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	
	佐倉の歴史や自然に興味があると 回答する児童生徒の割合	62.7%	実績	67.0%	67.3%				
	指導課		達成率	半分程度達成	C	半分程度達成	C		
目標値の 考え方・根拠	・前期基本計画で掲げた目標値(70%)を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100								
目標値達成に向けての取組	・佐倉学検定の問題を見直したことで合格率が上がり、佐倉学への興味関心が高まりました。								
目標値を達成しなかった 要因	目標値を達成しなかった 要因		今後の改善策・ 方向性		・佐倉学検定への参加を呼び掛けたり、佐倉市を活用した授業の提案をしたりする 等して、佐倉学への興味関心が高まるよう取組を行います。				

■ 施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		0事業	
	A 評価	0事業	0.0%	A 評価	3事業	16.7%	A 評価	0事業	#DIV/0!	#DIV/0!
	B 評価	12事業	75.0%	B 評価	13事業	72.2%	B 評価	0事業	#DIV/0!	#DIV/0!
	C 評価	2事業	12.5%	C 評価	1事業	5.6%	C 評価	0事業	#DIV/0!	#DIV/0!
	D 評価	0事業	0.0%	D 評価	0事業	0.0%	D 評価	0事業	#DIV/0!	#DIV/0!
	E 評価	2事業	12.5%	E 評価	1事業	5.6%	E 評価	0事業	#DIV/0!	#DIV/0!
特記事項 (特にPRしたい事業 その内容・成果)										
基本施策内の主な事務事業	施策1 学力向上・学習内容の充実に取り組みます									
	(指導課) 英語・外国語活動推進事業、日本語適応指導事業									
	施策2 豊かな人間性を育む教育に取り組みます									
	(指導課) 佐倉学推進事業、キャリア教育事業									

第5次佐倉市総合計画 中期基本計画 基本施策評価シート 《教育環境》

			評価年度		令和7年度	
基本方針	4:豊かな心を育み笑顔あふれるまち(教育)	基本 施策名	2. 教育環境		教育総務課	
			関係課		学務課、指導課、教育センター	
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
8年後の目指す姿	老朽化が著しい学校施設の改修を計画的に実施するとともに、悩みを抱える子どもたちの支援体制を充実し、地域と連携を図りながら安全に安心して学ぶことができる教育環境の提供を目指します。	基本施策に係るコスト (千円)	2,394,863	2,492,073		
現状と課題		<現状> ・建築後40年を経過する建物が多くあり、建物・設備が老朽化しています。 ・特別な配慮が必要な子どもたちに対しては、その特性に合わせ、一人ひとりにふさわしい学習環境を提供しています。 ・いじめ・虐待・経済的な理由により、就学等が困難となっている子どもたちに対する支援を行っています。 <課題> ・改修が必要となる建物・設備が多数あり、財源確保が課題です。 ・特別な配慮が必要な子どもが増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援や関係機関のさらなる連携が必要です。 ・子どもの悩みが多様化しており、様々な事由に早期対応できる相談体制の充実が求められます。 ・全国的に、登下校時の児童生徒が被害者となる事故等が多発しており、引き続き通学路の安全対策を進めていく必要があります。				
基本施策の評価		評価(A～E)	基本施策の総括・成果			
新規又は重点的に行った取組		B	・良好な教育環境の提供に向けて計画的に進めている学校施設(校舎・体育館)のトイレ洋式化について、令和7年度に6校で改修工事を実施し、全小中学校のトイレ洋式化について、事業完了しました。 ・小学校9校に多様な学びの相談員を配置し、悩みを抱える保護者や児童の相談・支援を行いました。			
※近年新規に取り組んだものは【R6新規】のように記入		今後の改善策・方向性	・校内教育支援センターの設置を促進するため、多様な学びの相談員の配置校増加に努めます。			

成果指標の 進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)		達成状況			
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	小中学校トイレの洋式化率	67.0%	目標値	91.5%	100%	100%	100%
			実績	91.5%	100.0%		
			達成率	目標達成	目標達成	A	
目標値の 考え方・根拠	・全小中学校のトイレ洋式化を目指し、目標値として設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100						
目標値達成に向けての取組 ※近年新規に取り組んだものは 【R5新規】のように記入	学校トイレの洋式化に向け、小学校3校、中学校3校の改修工事を実施しました。						
目標値を達成しなかった 要因	—		今後の改善策・ 方向性	こども達が安全・安心に学習できる良好な教育環境の整備に向け、引き続き改修工 事等を進めてまいります。			
成果指標の 進捗状況②	指標名	初期値		達成状況			
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				目標値	23.6%	24.7%	25.8%
	学校ボランティアに 協力したことがある市民の割合	22.6%	実績	25.5%	27.3%		
			達成率	目標達成	目標達成	A	
			学務課				
目標値の 考え方・根拠	・新型コロナウイルス感染症の影響により達成できなかった前期基本計画の目標値(26.9%)を目指し設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100						
目標値達成に向けての取組 ※近年新規に取り組んだものは 【R6新規】のように記入	・登下校の安全指導を学校、保護者、スクールガードボランティアなど地域の方々と連携して実施しました。						
目標値を達成しなかった 要因	—		今後の改善策・ 方向性	・「佐倉市スクールガードフォーラム」を開催し、各学校や地域での取り組みの情報 意見交換を工夫して行い、実績の向上を維持できるよう努めます。			

成果指標の 進捗状況③	指標名	初期値	達成状況					
			令和6年度		令和7年度	令和8年度		令和9年度
	学校が楽しいと感じる 児童・生徒の割合	90.1%	目標値	91.0%	92.0%	93.0%	94.0%	
	実績		89.7%	89.9%				
	達成率		初期値以下	D	初期値以下	D		
目標値の 考え方・根拠	・例年90%前後で推移していて、新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、数値の上昇が見込まれるため、現状値から毎年度1%の増加を目指し目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値） / （目標値-初期値） × 100							
目標値達成に向けての取組	・児童生徒や保護者の悩みやストレスに寄り添った相談活動を行いました。							
※近年新規に取り組んだものは 【R6新規】のように記入								
目標値を達成しなかった 要因	学校や外部機関との連携をさらに強化する必要がある と考えます。 ・授業力や学級経営力等の、教職員の資質向上が必要 であると考えます。		今後の改善策・ 方向性		・支援体制の充実を図るとともに、児童生徒や保護者の悩みに寄り添った相談活動 に取り組んでまいります。 ・研修や会議等を通して、教職員の資質向上に努めます。			

■施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		34事業		令和7年度		33事業		令和8年度		0事業		令和9年度		0事業	
	A評価		11事業	32.4%	A評価		11事業	33.3%	A評価		#DIV/0!	A評価		#DIV/0!		#DIV/0!
	B評価		22事業	64.7%	B評価		22事業	66.7%	B評価		#DIV/0!	B評価		#DIV/0!		#DIV/0!
	C評価		0事業	0.0%	C評価		0事業	0.0%	C評価		#DIV/0!	C評価		#DIV/0!		#DIV/0!
	D評価		1事業	2.9%	D評価		0事業	0.0%	D評価		#DIV/0!	D評価		#DIV/0!		#DIV/0!
	E評価		0事業	0.0%	E評価		0事業	0.0%	E評価		#DIV/0!	E評価		#DIV/0!		#DIV/0!
特記事項 (特にPRしたい事業 その内容・成果)																
基本施策内の主な事務事業	施策1 良好な学習環境を整備します (学務課)小学校情報機器整備事業、(教育総務課)小学校施設改築・改造事業、(指導課)学校給食管理運営事業															
	施策2 地域に開かれた学校運営を行います (学務課)開かれた学校づくり推進事業、学校通学路安全確保事業															
	施策3 安心して学校に通える環境を提供します (学務課)小学校就学援助事業、中学校就学援助事業、(指導課)いじめ防止対策推進事業															

成果指標の進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)	達成状況			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	平和条例・平和都市宣言を知っている市民の割合	49.2%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%
	実績		44.6%	56.4%		
	達成率		初期値以下	D	目標達成	A
目標値の考え方・根拠	・平和事業に関わっている約2,000人／年が、「事業にかかわったこと」を1人以上以上に伝達すると、毎年約4,000人（市民の約2%）が平和条例・平和都市宣言を認知すると仮定できることから、現状値の約10%の増加を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100					
目標値達成に向けての取組	・広報紙や市ホームページに、平和に関する事業や「平和条例」「平和都市宣言」に関する内容を掲載しました。 ・佐倉市平和式典を8月15日に開催し、平和の鐘を鳴鐘しました。 ・市民団体との共催で、平和に関する行事（2回）を開催しました。 ・「小学校平和祈念講話と映画会」を小学校4校で実施しました。 ・市内小中高生を対象とした予科練平和記念館（茨城県阿見町）の観覧料補助を実施しました。 ・平和使節団（中学生24人）を被爆地・長崎に派遣しました。 ・【R7新規】佐倉市戦後80年事業として平和祈念講演会を10月26日に開催し、長崎市長の特別講演「つなぐ記憶 つむぐ未来」などを実施しました。					
目標値を達成しなかった要因	今後の改善策・方向性		・平和意識の醸成を図る事業の実施と併せ、「平和条例」「平和都市宣言」の周知に努めます。 ・戦争体験者が高齢化していく中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承するとともに、恒久平和の重要性について啓発してまいります。			
成果指標の進捗状況②	指標名	初期値	達成状況			
	多様性を認め合い、外国人、外国文化に理解ある態度が取れる市民の割合	57.4%	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	実績		60.8%	62.5%	64.2%	65.7%
目標値の考え方・根拠	達成率		初期値以下	D		
目標値達成に向けての取組	・過去3年間（令和2年度～令和4年度）の実績（5%増加）を参考に、現状値から8.3%増加を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100					
目標値達成に向けての取組	・佐倉国際交流基金との共催で、「国際理解講演会」（2回）、「佐倉国際スピーチコンテスト」（1回）を開催しました。					
目標値を達成しなかった要因	今後の改善策・方向性	今後の改善策・方向性	国際理解・多文化共生に関する行事は開催しましたが、その効果が、目標値の達成には不十分であったと考えられます。 佐倉国際交流基金と連携しながら、より効果的な情報発信や、講座の開催等を検討します。			

■ 施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		5事業		令和7年度		5事業		令和8年度		0事業		令和9年度		0事業	
	A 評価		0事業	0.0%	A 評価		0事業	0.0%	A 評価			#DIV/0!	A 評価			#DIV/0!
	B 評価		4事業	80.0%	B 評価		4事業	80.0%	B 評価			#DIV/0!	B 評価			#DIV/0!
	C 評価		1事業	20.0%	C 評価		1事業	20.0%	C 評価			#DIV/0!	C 評価			#DIV/0!
	D 評価		0事業	0.0%	D 評価		0事業	0.0%	D 評価			#DIV/0!	D 評価			#DIV/0!
	E 評価		0事業	0.0%	E 評価		0事業	0.0%	E 評価			#DIV/0!	E 評価			#DIV/0!
特記事項 (特にPRしたい事業 その内容・成果)	令和6年度に引き続き、平和学習の機会を提供するため、市内小、中、高校生を対象とした予科練平和祈念館(茨城県阿見町)の観覧料補助事業を行い、高校生以下59人(引率者51人)の利用がありました。 また、文化や慣習、宗教上の理由によって、男性と同じ教室等で学習できない外国人女性を対象とした日本語講座を開始し、225人(延べ人数)のかたが受講されました。															
基本施策内の主な事務事業	施策1 平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します (広報課) 平和施策事業															
	施策2 多文化が共生できる地域づくりを推進します (広報課) 国際化推進事業、(文化課) 国際理解促進事業															

第5次佐倉市総合計画 中期基本計画 基本施策評価シート 《人権・男女平等参画》

基本方針	5:市民とともに創る多様性のある持続可能なまち(市民参加・自治体運営)	基本 施策名	4. 人権・男女平等 参画	評価年度	
				令和7年度	
				取りまとめ推進課	自治人権推進課
8年後の目指す姿		基本施策に係るコスト (千円)		関係課	
				R6年度	R7年度
				R8年度	R9年度
	全ての市民が人権を正しく理解し、それぞれがお互いに尊重し合うことで、誰もがかけがえのない存在として大切にされる社会を目指します。また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会を目指します。			53,272	48,869
現状と課題	<現状>	基本施策に係るコスト(千円)			
		- 差別解消を目的とする複数の法律が施行され、自治体も各種人権課題への取組が求められています。 - 固定的性別役割分担意識は根強く残っており、あらゆる場において、男女が平等に参画できる環境が十分整備されているとはいえない状況にあります。 - DV の相談対応件数は年々増加傾向にあります。 <課題> - 人権尊重の視点に立って施策を推進していくために、体制づくりを充実させる必要があります。 - また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。 - 男女平等参画への理解を深め、その意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施するとともに、男女がともに参画できる環境を整備する必要があります。 - DV 防止に向けた、各種施策を展開する必要がある。			
基本施策の評価	評価(A～E)	基本施策の総括・成果			
		B - 市広報番組を活用し、幅広い年齢層の市民を対象とした人権啓発事業を実施しました。また、「小学生人権標語コンテスト」や「人権尊重のまちづくりデリバリー事業」などを実施し、人権尊重に関する啓発に努めました。 - 男女平等参画推進センターにおいて、学習会(オンライン・対面)や講演会等を実施するなど、男女平等参画に関する啓発に努めました。 - 中学校の新入生の保護者を対象にネットトラブルをテーマにした講座を実施し、子どもたちの人権を考える機会を提供しました。 12月に佐倉市人権教育研修会をオンラインで開催し、LGBTQやヤングケアラー等今日的な人権課題についての研修を行いました。 - DV被害者に対し、緊急を要する場面の一時避難費用を扶助することで、その後の生活を支援する機関等につなぐまでの間の被害者の安全を確保しました。また、緊急一時避難の扶助を行わなかった被害者についても、相談対応や関係機関との連携により、本人の状況や意向を踏まえた安全確保のための支援を行いました。			
新規又は重点的に行った取組	【R7新規】令和7年4月1日より、「佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。 ・ネットトラブルをテーマにした講座を通して、子どもの人権を守るために保護者として取るべき対応や考え方について情報提供を行うことにより、保護者の人権意識の向上を図りました。 ・LGBTQやヤングケアラーなどの重点課題について周知を図りました。 ・DV被害者からの相談に対応するとともに、関係機関と連携し、本人の意向を重視しながら支援を行いました。 ・DV防止に向けて、正しい理解を促し、暴力の防止や、相談の重要性について啓発活動を行いました。	今後の改善策・方向性			
		- 市民の人権・男女平等に関する意識を高めるため、継続して啓発事業を行います。 - 審議会委員等における女性委員登用率向上を関係部局に促すとともに、市民に向けて積極的な情報提供を行います。 - より多くの学びと気づきが得られる人権研修を目指し、内容の工夫と改善を重ねていきます。 - 授業や研修を通して、様々な人権課題について児童生徒や教職員の知識を深めます。 - 引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の安全を確保します。			

※近年新規に取り組んだものは【R6新規】のように記入

成果指標の 進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)	達成状況			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	人権尊重のまちづくりデリバリー事業 で「人権問題への理解や関心が深 まった」と回答した人の割合	93.9%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
	実績		95.0%	100%		
	達成率		目標達成	A	目標達成	A
目標値の 考え方・根拠	・前期基本計画で掲げた目標値(95%)を目指し、設定 ・達成率：(実績値-初期値) / (目標値-初期値) × 100					
目標値達成に向けての取組 ※近年新規に取り組んだものは 【R5新規】のように記入	・市内中学校宛(学校職員・人権担当教諭向け)に案内文を配布し、事業の周知を行いました。 ・これにより、小学校6校、中学校1校で実施し、アンケートではすべての学校から「人権問題の理解や関心が深まった」との回答がありました。					
目標値を達成しなかった 要因	—	今後の改善策・ 方向性	・今後も、より多くの学校へ同事業を利用してもらえるよう、継続的に市内小中学校 へ事業の周知を行っていきます。			
成果指標の 進捗状況②	指標名	初期値	達成状況			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	各種審議会、委員会等の 女性委員比率	27.8%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
実績	27.6%		28.4%			
目標値の 考え方・根拠	自治人権推進課	達成率	初期値以下	D	一部進捗	D
	・佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】で定めた目標値(35%：令和13年度)に基づき目標値を設定 ・達成率：(実績値-初期値) / (目標値-初期値) × 100					
目標値達成に向けての取組 ※近年新規に取り組んだものは 【R6新規】のように記入	・登用状況調査時や職員アンケート時に、女性委員登用の意識づけを実施しました。 ・市ホームページに、女性委員比率向上のための啓発記事を掲載しました。					
目標値を達成しなかった 要因	市民公募枠に応募する女性が少ない、団体推薦の場 合は男性が多い等の理由が考えられます。	今後の改善策・ 方向性	・庁内会議(人権施策・男女平等参画施策推進会議)等で、女性委員登用への配慮 を強く喚起します。 ・市広報紙や市ホームページ等を活用し、市民向けの啓発を行います。			

成果指標の進捗状況③	指標名	初期値	達成状況			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			目標値	25回	25回	25回
DV防止啓発の情報発信回数	こども家庭課	21回	実績	24回	26回	
			達成率	B	目標達成	A
			従来の年間広報・周知啓発回数平均20回に加え、周知先の拡大や新たな手段による発信回数の拡大を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100			
目標値達成に向けての取組	・こども家庭センター機能周知を兼ねた相談窓口の周知や、高校生など若者むけのチラシを独自作成するなど、新たな取組みも含めた情報発信を行いました。					
目標値を達成しなかった要因	—		今後の改善策・方向性	・性別や年齢に関わらず、必要な方へ効果的に周知できる情報発信方法について、引き続き検討してまいります。		
■施策内の事務事業の評価						
各年度の事務事業評価	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	8事業		7事業		0事業	
	A評価	37.5%	A評価	28.6%	A評価	#DIV/0!
	B評価	50.0%	B評価	71.4%	B評価	#DIV/0!
	C評価	0.0%	C評価	0.0%	C評価	#DIV/0!
	D評価	12.5%	D評価	0.0%	D評価	#DIV/0!
特記事項 （特にPRしたい事業 その内容・成果）	0事業		0事業		0事業	
	E評価		E評価		E評価	
	【R7年度実施事業分】 ・一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまちの形成をはかることを目的とし、「佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」（令和7年4月1日施行）を制定し、「こうほう佐倉」において特集記事を掲載するなど、情報発信を行いました。 ・DV防止啓発のための情報発信について、関係機関との連携を活かした周知を継続しながら、若者にも伝わりやすいチラシとして、高校生向けパンフレットを独自に作成して配布するなど、前年度に引き続き、効果的な情報発信に配慮しました。					
	施策1 人権を尊重する意識の醸成を行います （自治人権推進課）人権施策推進事業、（社会教育課）人権教育推進事業					
	施策2 あらゆる場における男女平等参画を推進します （自治人権推進課）男女平等参画推進事業、男女平等参画推進センター事業					
	施策3 DV等あらゆる暴力の根絶を目指します （こども家庭課）DV対策事業					

《留學生涯》
基本策進
基本計劃
中期基本計劃
總合計劃
倉庫市第5次

基本方針		4：豊かな心を育み笑顔あふれるまち（教育）		基本 施策名		3. 生涯学習		評価年度		令和7年度	
8年後の目指す姿		市民の学習ニーズの多様化に対応し、時代を捉えた学習内容が充実しています。また、参加しやすい学習環境づくりが進み、学校、地域、家庭が連携した生涯学習の体制が整っていることを目指します。		基本施策に係るコスト （千円）		R6年度 377,212		R7年度 411,681		社会教育課	
										各公民館、各図書館	
現状と課題		＜現状＞ - 市民の多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供しています。 - 市民カレッジ等を開講し、地域で活動する人材の育成に取り組んでいます。 - 少子高齢化の進展や働き方改革などといった社会情勢の変化により、公民館や図書館の利用者が減少傾向にあります。 - 佐倉の特色である、歴史、文化、自然等の学習機会を提供する佐倉学を推進しています。 - 公民館や図書館の中には、経年劣化が進んだ施設があります。 2023年3月に、佐倉図書館等新町活性化複合施設「夢咲くら館」が開館しました。 ＜課題＞ - インターネットの普及等による学習環境や情報収集手段の多様化、高齢者の就業促進などを背景に、市民の生涯学習の形態や手法が変化しています。 - 市民の生涯学習の場として、公民館や図書館などの施設についても誰もが利用しやすい環境の整備が求められています。 - 公民館や図書館は、新たな利用者を増やすことが課題となります。		基本施策の総括・成果							
基本施策の評価		B		【図書館】 - 障害者サービスとして、対面朗読ボランティア養成講座を実施し、オンラインや施設での対面朗読を行いました。 「おはなしきやばらばん」による人形劇や保育園等への訪問おはなし会等を開催し、こどもの読書意欲増進に努めました。 - 一般向け事業として、大人のためのお話会、読み聞かせボランティア養成講座等を実施しました。 - 一般向け教養講座「託された記憶をつなぐ」を開催しました。 【公民館】 - 事業計画通りに事業（講座）を実施し、施設の利用者数が増加しました。 - 施設予約と講座申込において、ちば電子申請サービスを活用した手続きを推進しました。 - 他会場からのインターネット生配信を導入し、事業の実施方法に多様性を持たせました。 - 施設の修繕を適宜行い、快適な学習環境を維持しました。		【図書館】 - 今後の図書館の役割や運営のあり方について、その方向性を研究・検討を進めてまいります。 - 地域の学校や団体との連携事業や、障害者サービスの周知・拡充に努めてまいります。 - 読書普及事業を推進し、図書館利用者の増加に努めます。 - SNSを活用した情報発信を強化し周知の拡充を図るとともに、電子書籍サービスの充実及び周知により、新たな利用者の確保を目指す。 【公民館】 - 主催事業について、異なる趣向の事業も開催することで、新たな来館者の獲得に努めてまいります。 - 地域の特性を考慮した事業を開催し、新たな来館者の獲得に努めます。		今後の改善策・方向性			
新規又は重点的に 行った取組		【図書館】 - 福祉施設入居者を対象とした対面朗読の実施により、障害者サービスの拡充に努めました。 - 地域の学校や施設と連携し、販売会などを行い地域連携に努めました。 【R7新規】移動図書館車で地域イベントに出張し、読書普及事業に努めました。 【R7新規】知的障害のある方が安心して来館できる機会を設けるため、休館日に近隣の障害者福祉施設の入所者を招き、ボランティアによるおはなし会や館内で自由に過ごす時間を設けました。 【公民館】 - 地域の豊かさや大切さを理解するため、地域の歴史や自然、文化について学ぶ「地域学びあい講座」を実施し、地域への愛着を涵養しました。 - 成人を対象に、佐倉学普及図るため、郷土の歴史・文化・自然に関する佐倉学入門講座や体験講座を開催しました。 - 施設の修繕を適宜対応し、適正な施設の維持管理に努めました。									

成果指標の 進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)		達成状況					
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
	生涯学習施設及び学習内容について満足している、やや満足していると答えた市民の割合	15.8%	目標値	16.8%	17.3%	17.8%	18.3%		
			実績	19.3%	61.5%				
			達成率	目標達成	A	目標達成	A		
社会教育課									
目標値の 考え方・根拠	・働き方改革に伴う高齢者の就労による利用者減少の現状から、毎年度0.5%の増加を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100 ※令和7年度実績については、市民意識調査共通設問21-2 生涯学習（市民カレッジ、公民館・図書館の運営など）の「満足度」								
	・生涯学習施設として、公民館6施設、図書館3施設、図書館分館1施設を運営								
目標値達成に向けての取組									
※近年新規に取り組んだものは 【R5新規】のように記入									
目標値を達成しなかった 要因			今後の改善策・ 方向性	・オンライン化、電子資料の貸出等の要望など、社会教育施設に対するニーズに合わせた取り組みを推進してまいります。					
成果指標の 進捗状況②	公民館を年に1回以上利用している 市民の割合	21.5%	初期値	達成状況					
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
			目標値	22.5%	23.0%	23.5%	24.0%		
	市民の割合	21.5%	実績	18.8%	23.2%				
			達成率	初期値以下	D	目標達成	A		
			社会教育課						
目標値の 考え方・根拠	・働き方改革に伴う高齢者の就労による公民館利用者減少の現状から、毎年度0.5%の増加を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100								
	・中央公民館 333日開館 ・臼井公民館 330日開館 ・根郷公民館 333日開館 ・志津公民館 333日開館 ・和田公民館 333日開館 ・弥富公民館 333日開館								
目標値達成に向けての取組									
※近年新規に取り組んだものは 【R6新規】のように記入									
目標値を達成しなかった 要因			今後の改善策・ 方向性	・新たなニーズに対応するため、オンライン化等の取り組みを推進してまいります。					

成果指標の進捗状況③	指標名	初期値	達成状況					
			令和6年度		令和7年度		令和8年度	令和9年度
			目標値	46.5%	47.5%	48.5%	49.5%	
図書館を年に1回以上利用している市民の割合	社会教育課	44.5%	実績	47.7%	44.4%			
			達成率	目標達成	A	初期値以下	D	
			・働き方改革に伴う高齢者の就労による図書館利用者減少の現状がある中で、電子書籍等の非来館型サービスの提供により、毎年度1%の増加を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値 - 初期値） / （目標値 - 初期値） × 100					
目標値の考え方・根拠	・佐倉図書館 290日開館 ・佐倉南図書館 293日開館 ・志津図書館 292日開館 ・志津図書館分館 289日開館							
目標値達成に向けての取組	※近年新規に取り組んだものは【R6新規】のように記入							
目標値を達成しなかった要因	今後の改善策・方向性		・電子資料の貸出等、新たなニーズに合わせた取り組みを推進してまいります。					

■施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		21事業		令和7年度		19事業		令和8年度		0事業		令和9年度		0事業	
	A 評価		4事業	19.0%	A 評価		6事業	31.6%	A 評価		#DIV/0!		A 評価		#DIV/0!	
	B 評価		13事業	61.9%	B 評価		12事業	63.2%	B 評価		#DIV/0!		B 評価		#DIV/0!	
	C 評価		2事業	9.5%	C 評価		1事業	5.3%	C 評価		#DIV/0!		C 評価		#DIV/0!	
	D 評価		0事業	0.0%	D 評価		0事業	0.0%	D 評価		#DIV/0!		D 評価		#DIV/0!	
	E 評価		2事業	9.5%	E 評価		0事業	0.0%	E 評価		#DIV/0!		E 評価		#DIV/0!	
特記事項 (特にPRしたい事業 その内容・成果)																
基本施策内の主な事務事業	施策1 市民の生涯学習を推進します (社会教育課)地域教育活動推進事業、(中央公民館)市民カレッジ活動事業															
	施策2 生涯学習の環境を整備します (佐倉図書館)図書館電算整備事業、図書資料購入事業															

第5次佐倉市総合計画 中期基本計画 基本施策評価シート 《青少年健全育成》

基本方針	4:豊かな心を育み笑顔あふれるまち(教育)		基本 施策名	4. 青少年健全育成		評価年度		令和7年度
					取りまとめ推進課	こども政策課		
8年後の目指す姿	子どもたちの健やかな成長を支援するため、家庭・学校・地域の連携が進み、地域の青少年健全育成の体制が整っていることを目指します。		基本施策に係るコスト (千円)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
				68,169	68,795			
現状と課題	<現状> ・青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域の希薄化が進展し、様々な価値観の中で家庭や地域で子どもたちを育むことが難しくなっています。 - また、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの増加や危険ドラッグ、子どもの貧困など新たな課題も発生しています。 ・少子化や価値観の多様化等により、子ども会等の青少年育成団体への加入者は減少傾向にあります。 <課題> ・学校だけでなく、家庭や地域において青少年が種々の体験や活動を通し、コミュニケーション能力や物の見方、規範意識など、生きる力の基礎を身に付けていける環境を整備する必要があります。 ・青少年を支える地域団体の役員の高齢化が進んでおり、活動を担うべき次の世代に地域活動への関心を促し、主体的な活動の担い手を育成する必要があります。							
基本施策の評価	C	・佐倉市こども計画(R7～11)に基づき、青少年の健全育成の推進に取り組みました。 ・青少年育成団体の活動については、コロナ禍前に近い形で事業開催を実施することができました。また、青少年センター、ヤングプラザといった施設についても、利用人数は回復傾向となっています。 ・成果指標については、「青少年育成団体を知っている市民の割合」については目標値を達成できていないものの、「青少年育成事業への参加人数」については目標を上回ることができたため、一定の成果があったと判断し、総合的にとらえ、評価に反映しています。	基本施策の総括・成果					
新規又は重点的に 行った取組		・コロナ禍で中止していた各種事業の実施に取り組めました。 ・JR佐倉駅でのポスター掲示等、啓発活動に取り組めました。	今後の 改善 策・方 向性	・青少年育成団体の認知度向上を目指し、更なる啓発活動に努めます。				
成果指標の 進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)	達成状況					
	青少年育成団体を知っている 市民の割合		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
			40.0%	40.0%	40.0%	40.0%		
		—	7.2%	6.3%				
	こども政策課		一部進捗	D	一部進捗	D		
目標値の 考え方・根拠	・市民意識調査の「青少年育成団体の取組内容」について「よくなった」「まあまあよくなった」と回答した市民の割合(過去5年平均32.1%)を参考にするとともに、より多くの市民の皆様が青少年育成団体を知っていただくことを目指し、目標値を設定 ・達成率：(実績値-初期値) / (目標値-初期値) × 100							

目標値達成に向けての取組	・青少年育成団体の活動報告等広報チラシを随時自治回復で配架します。 ・HPで活動の報告やイベントの告知を行います。				
目標値を達成しなかった要因	団体によって広報に力を入れている団体とそうでない団体があるので、広報活動が足りなかったと考えられます。また、青少年育成団体という表現だと、知っている団体にも関わらず青少年育成団体と認知されていない可能性があることも考えられます。	今後の改善策・方向性	市事務局から積極的に広報活動に関わることにより、認知度向上に努めます。また、青少年育成団体が事業を実施する際に、参加者に「青少年育成団体」であることを周知します。		
成果指標の進捗状況②	指標名	初期値	達成状況		
	青少年育成事業への参加人数	2,725人	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	こども政策課		5,500人	5,500人	5,500人
目標値の考え方・根拠	・青少年育成事業への参加人数等について、今後5年間で現状値の倍増を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100				
目標値達成に向けての取組	・青少年育成団体の活動報告等広報チラシを随時自治回復で配架します。 ・HPで活動の報告やイベントの告知を行います。				
目標値を達成しなかった要因	-	今後の改善策・方向性	青少年育成団体の構成員の若返りを目指します。		

■ 施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	A評価	1事業	16.7%	A評価	1事業	16.7%	A評価	0事業	A評価	0事業
	B評価	4事業	66.7%	B評価	4事業	66.7%	B評価	0事業	B評価	0事業
	C評価	1事業	16.7%	C評価	1事業	16.7%	C評価	0事業	C評価	0事業
	D評価	0事業	0.0%	D評価	0事業	0.0%	D評価	0事業	D評価	0事業
	E評価	0事業	0.0%	E評価	0事業	0.0%	E評価	0事業	E評価	0事業
特記事項 （特にPRしたい事業 その内容・成果）	【R7年度実施事業分】事業についてはコロナ禍前に近い形で事業を実施することができたが、青少年育成団体の取組の周知不足が課題となっています。担い手不足解消のためにも、引き続き青少年育成団体の啓発活動に注力し、認知度の向上を図ります。									
基本施策内の主な事務事業	施策1 青少年の健全育成に取り組めます （こども政策課）青少年活動団体支援事業、佐倉市ヤングプラザ管理運営事業									
	施策2 地域とのふれあいを増やします （こども政策課）青少年健全育成推進事業、成人の日事業									

第5次佐倉市総合計画 中期基本計画 基本施策評価シート 《スポーツ振興》

			評価年度		令和7年度	
基本方針	4:豊かな心を育み笑顔あふれるまち(教育)	基本 施策名	5. スポーツ振興		生涯スポーツ課	
			関係課		社会教育課	
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
8年後の目指す姿	市民スポーツ大会や佐倉マラソン、各種スポーツ教室など市民のニーズを取り入れたイベントの開催やスポーツ施設の充実を図り、多様な市民がスポーツに親しむまちの実現を目指します。	基本施策に係るコスト (千円)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
			265,769	256,348		
現状と課題						
	＜現状＞ ・「成人市民の週1回以上のスポーツ実施率」が近年、減少傾向であり、また、若い年齢層でその傾向が顕著となっています。 ・市民体育館などの施設の老朽化の進行、また、岩名運動公園の駐車場不足が発生しています。 ＜課題＞ ・教室事業やスポーツイベントを通じて、若年層に体を動かす楽しさなどを感じてもらふ必要があります。 ・老朽化した施設は、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、市民のニーズを踏まえ改修などを進めていく必要があります。 - また、駐車場不足は、利用者同士の乗合せや公共交通機関の利用を奨励し、解消に努める必要があります。					
基本施策の評価	C	評価(A～E)	基本施策の総括・成果			
		・第43回佐倉マラソン、各種市民大会(野球、ソフトボール、ゴルフ、サッカー等)、ニュースポーツまつり、佐倉イースタン・リーグ公式戦、長嶋茂雄少年野球教室、市制記念駅伝競走大会、さくらミニバレー大会、教室事業(ピラティス、ジョギング)、さくらスポーツフェスティバル、佐倉市子ども相撲大会、トップアスリート教室を開催し、スポーツに親しむ機会を提供しました。 ・青少年体育館、大作野球場、直弥テニスコートの利用者数は目標を達成しましたが、上座・岩名プールは少子化や猛暑の影響もあり、目標を達成できませんでした。 ・市民体育館、岩名運動公園については、改修工事のため一部施設の休業があったことから、目標を達成できませんでした。				
新規又は重点的に行った取組			今後の改善策・方向性	・スポーツを日常化したものにしていくには、市民自らがスポーツに取り組んでいくとする姿勢が重要です。そのきっかけづくりとなるスポーツ大会やスポーツイベントを継続していく必要があります。 ・市のスポーツ施設では、安全性を第一に考えとともに、不具合や故障に対して早期に対応し、利用への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要があります。		

成果指標の進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)	達成状況				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	成人市民の週1回以上のスポーツ実施率	49.1%	目標値	52.0%	55.0%	58.0%	60.0%
	実績		56.6%	61.1%			
	達成率		目標達成	A	目標達成	A	
目標値の考え方・根拠	・国の第3期スポーツ基本計画及び県の第13次千葉県体育・スポーツ推進計画で定める目標値70%を、第5次佐倉市総合計画最終年度（令和13年度）で達成することを目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値） / （目標値-初期値） × 100						
目標値達成に向けての取組	・各種スポーツ大会を開催しました。(24回) ・各種スポーツイベントを開催しました。(3回) ・各種スポーツ教室を開催しました。(4回)						
目標値を達成しなかった要因	・市民がスポーツに触れることができるよう、引き続きスポーツイベントやスポーツ大会を運営するとともに、幅広く参加していただけるよう、開催情報を広く積極的に発信してまいります。						
成果指標の進捗状況②	指標名	初期値	達成状況				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			目標値	400,000人	440,000人	470,000人	500,000人
	スポーツ施設の利用者数	355,622人	実績	370,913人	391,989人		
	達成率		一部進捗	D	一部進捗	D	
目標値の考え方・根拠	・新型コロナウイルス感染症拡大以前の最大利用者数（平成30年度：498,229人）をもとに、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値） / （目標値-初期値） × 100						
目標値達成に向けての取組	・各施設でスポーツ大会およびスポーツイベントを開催しました。						
目標値を達成しなかった要因	・新型コロナウイルスの影響で、運動習慣が途切れたかたが一定数いることが一因として考えられます。 ・酷暑の影響で、夏の日中の運動が難しくなったことが一因として考えられます。	今後の改善策・方向性	・さらに多くのかたに利用していただくことができるよう、スポーツイベントやスポーツ大会の実施および周知、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。				

■ 施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		9事業		令和7年度		9事業		令和8年度		0事業		令和9年度		0事業	
	A 評価	5事業	55.6%		A 評価	4事業	44.4%		A 評価			#DIV/0!	A 評価			#DIV/0!
	B 評価	2事業	22.2%		B 評価	3事業	33.3%		B 評価			#DIV/0!	B 評価			#DIV/0!
	C 評価	2事業	22.2%		C 評価	2事業	22.2%		C 評価			#DIV/0!	C 評価			#DIV/0!
	D 評価	0事業	0.0%		D 評価	0事業	0.0%		D 評価			#DIV/0!	D 評価			#DIV/0!
	E 評価	0事業	0.0%		E 評価	0事業	0.0%		E 評価			#DIV/0!	E 評価			#DIV/0!
特記事項 (特にPRしたい事業 その内容・成果)																
	施策1 スポーツを楽しむ機会を提供します															
	(生涯スポーツ課)スポーツ団体支援事業、スポーツ施設管理運営事業															
	施策2 スポーツ施設を提供します															
基本施策内の主な事務事業																
	(生涯スポーツ課)スポーツ施設整備事業、(社会教育課)学校スポーツ開放推進事業															

《文化・芸術振興》

基本方針	3:地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち(産業・観光・文化)	基本 施策名	4. 文化・芸術振興	評価年度				令和7年度			
				取りまとめ推進課				文化課			
				関係課				市民音楽ホール、美術館、 佐倉図書館			
8年後の目指す姿	価値ある文化財や史料が保護保存され、市民一人ひとりが芸術文化を創造し、享受することができる環境を充実させることにより、芸術文化の多様性を理解し、お互いを尊重し、協力しあいが、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。	基本 施策名	4. 文化・芸術振興	基本施策に係るコスト (千円)				R6年度 314,291	R7年度 321,671	R8年度	R9年度
現状と課題	現状＞ ・貴重な文化財を守り、生かし、伝えるために、修理への助成、調査・記録等を行うつつ、文化財の大切さについての普及啓発に努めています。 ・市民音楽ホールや美術館等の文化施設においては、各種音楽公演や美術作品の企画展示、学校と連携した事業等を展開することにより、幅広い年齢層に対する芸術文化を鑑賞する場、また自らの活動を発表する場を提供しています。 課題＞ ・文化の創造・担い手は市民ですが、個人や地域でその文化や文化財を担っていくことが、人的・組織的に難しくなっています。 ・芸術文化を愛し、楽しみ、創造する市民にゆとりや潤いをもたらし、心の豊かさを実感できるような環境整備に継続的に取り組んでいく必要があります。	基本 施策名	4. 文化・芸術振興	基本施策の総括・成果							
				C ・文化課では、文化財施設的一般公開を行うとともに、映画などのロケや婚礼写真等の撮影の受入を積極的に行いました(撮影実績58件)また、文化情報誌「風媒花」第38号「特集 佐倉市市制施行70周年」を編集・発行(700部)しました。 ・佐倉図書館では、資料目録を整備し、資料のデジタル化を進めました。また、文化財展示をおこない、歴史講演会を1回実施しました。 ・音楽ホールでは、主催公演やストリートオルガンコンサートについて、HP・公式SNS等の発信力を高めることで来館者の増加を図りました。また、佐倉合唱フェスティバルは、戦後80周年を踏まえ、「平和」をテーマに開催しました。合唱を通じて世代を超えて平和について考える場が創出され、音楽文化の振興にとどまらず、地域における共通の理念を共有する貴重な機会となりました。 ・美術館では、美術館に親しんでもらうことを目的として人気作家の作品展を開催していますが、令和7年度はとくに戦後80周年をふまえ、原爆をテーマとした作品をふくむ作家を取り上げました。また、市内在住の絵本作家を取り上げ、自治体が運営する美術館として検証すべき地域ゆかりの作家の展示を行いました。展覧会事業のほかにも、地域に開かれた施設として、地域のイベントへの施設開放などを積極的に行いました。							
基本施策の評価	新規又は重点的に 行った取組	評価(A～E)	基本 施策名	4. 文化・芸術振興	基本施策の総括・成果						
					C ・【R7新規】佐倉市内の寺社美術工芸品把握調査を6件行い、今後の指定文化財の候補となる美術工芸品の把握を進めました。 ・【佐倉市史研究第35号】を刊行しました。 ・音楽ホールでは、佐倉合唱フェスティバルにおいて、新たにテーマを設定し、メッセージ性のある催しとして開催することができました。 ・美術館では、人気作家の公開制作や、作家本人の講演会を開催するなど、市民が作家の技法や考えに直接触れる機会を設け、作品鑑賞にとどまらない多角的な鑑賞体験を提供しました。						

成果指標の 進捗状況①	指標名	初期値 (2022年度)	達成状況					
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
			目標値	129件	130件	131件	132件	
	指定・登録文化財等の数	127件	実績	133件	133件			
	達成率		目標達成	A	目標達成	A		
	文化課							
目標値の 考え方・根拠	・過去の指定等の実績を参考に、現状値から毎年度1件の増加を目指し、目標値を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100							
目標値達成に向けての取組	・指定や登録に向けた文化財調査は、美術工芸品の把握調査を新たに行い拡充を進めています。 ・指定・登録候補のうち、条件の整った2件について、文化財審議会に諮問しました。これらは次年度正式に指定・登録となる見込みです。							
目標値を達成しなかった 要因	—		今後の改善策・ 方向性	・指定や登録候補になりうる文化財について継続して調査を進め、保存に取り組み でいきます。				
成果指標の 進捗状況②	指標名	初期値	達成状況					
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
	年間来館者数 (市民音楽ホール・市立美術館)	78,432人	目標値	音楽ホール45,266人 美術館100,000人 合計145,266人	音楽ホール54,772人 美術館100,000人 合計154,772人	音楽ホール66,274人 美術館100,000人 合計166,274人	音楽ホール80,000人 美術館100,000人 合計180,000人	
	美術館・音楽ホール		実績	音楽ホール50,199人 美術館61,701人 合計111,900人	音楽ホール54,903人 美術館60,335人 合計115,238人			
			達成率	半分程度達成	C	一部進捗	D	
・音楽ホール：新型コロナウイルス感染症の影響により達成できなかった前期基本計画の目標値(80,000人)を目指し、目標値を設定 ・美術館：新型コロナウイルス感染症拡大前の来館者数に戻すことを目標としつつ、来館者の更なる増加を目指し目標値(100,000人)を設定 ・達成率：（実績値-初期値）／（目標値-初期値）× 100								

目標値達成に向けての取組	主催事業の実施（令和7年度） ●音楽ホール - 主催公演7回、講座1回、参加型事業3回、ストリート・オルガンコンサート18回 ●美術館 ・企画展2本、収蔵作品展3本 ・女子美術大学連携事業「日本画展美粒子」 ・社会教育課連携「青春美術展」 ・1階ロビーにて佐倉楽友協会によるミュージアムコンサートを開催12回 ・中庭をイベント開催に提供
目標値を達成しなかった要因	●美術館 これまでの展覧会来場者、市民ギャラリー利用者の多くがシニア世代であり、コロナ禍以降、その世代の来館が完全に戻っていない。 夢咲くら館（佐倉図書館）との親和性を念頭に絵本に関する企画展、女子美術大学・社会教育課と連携した展覧会を開催するなど利用者の若年層化を図る取り組みを行ってきたが、来館者の満足度は高いものの、来館者増の増加に至っていない。 今後の改善策・方向性 ●音楽ホール 音楽関連事業の充実を図るとともに、併設の臼井公民館や各種団体との連携により多様な芸術・文化体験を提供し、地域の文化拠点としての価値向上を目指します。 ●美術館 引き続き夢咲くら館との親和性の高い展覧会の企画、各種イベントへの協力を行うなど、美術館への興味を喚起し、利用者のすそ野を広げてゆく。 またSNS等を活用した情報発信力を高める。

■ 施策内の事務事業の評価

各年度の事務事業評価	令和6年度		31事業		令和7年度		30事業		令和8年度		0事業		令和9年度		0事業	
	A 評価	11事業	35.5%	A 評価	13事業	43.3%	A 評価		A 評価		#DIV/0!	A 評価		A 評価		#DIV/0!
	B 評価	17事業	54.8%	B 評価	13事業	43.3%	B 評価		B 評価		#DIV/0!	B 評価		B 評価		#DIV/0!
	C 評価	2事業	6.5%	C 評価	0事業	0.0%	C 評価		C 評価		#DIV/0!	C 評価		C 評価		#DIV/0!
	D 評価	0事業	0.0%	D 評価	0事業	0.0%	D 評価		D 評価		#DIV/0!	D 評価		D 評価		#DIV/0!
	E 評価	1事業	3.2%	E 評価	4事業	13.3%	E 評価		E 評価		#DIV/0!	E 評価		E 評価		#DIV/0!
	【R7年度実施事業分】 ・文化財施設での撮影受け入れを積極的に行い、財源の確保に努めました。 ・市内寺社美術工芸品の把握調査を新たに進め、指定文化財の候補となる貴重な文化財を把握することができました。 ・「広野多珂子絵本原画展」 当市在住の絵本作家の個人展を開催し、図録を作成してその業績を顕彰しました。会期中に実施したアンケートでは展覧会内容について「とても良かった」「良かった」と回答した方が96.4%に達した。															
特記事項 (特にPRしたい事業 その内容・成果)																
基本施策内の主な事務事業	施策1 文化財の保全・活用を推進します (文化課)文化財施設管理運営事業、文化財保存整備事業、(佐倉図書館)市史資料整理保存事業、市史資料普及事業															
	施策2 芸術文化の普及を推進します (市民音楽ホール)市民音楽ホール自主文化事業、(美術館)美術館企画展事業															

「総合評価」の自動算出化

【手順①】指標の点数化

基本施策の成果指標 事務事業の指標	点数
A(100%以上進捗)	5点
B(75～99%進捗)	4点
C(50～74%進捗)	3点
D(50%未満進捗)	2点
E(その他)	1点

【手順②】総合評価点の計算

基本施策の成果指標の平均点×0.7(※)
+事務事業の指標の平均点×0.3(※)
=基本施策評価シートの総合評価点

(※)「基本施策の成果指標」と「事務事業の指標」
に対する評価の加重割合(7:3)はこれまでと同様。

【手順③】総合評価

基本施策評価シートの 総合評価点	総合評価
5点	A
4点台	B
3点台	C
2点台	D
1点台	E

(例) 基本施策4-1 学校教育の場合

【手順①】

基本施策の成果指標	評価	点数
学習状況における平均正答率	D	2点
授業にICTを活用して指導できる教員の割合	C	3点
佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合	C	3点
合計		8点
平均		2.7点

事務事業の指標	点数	事業数	合計
A	5点	3事業	15点
B	4点	13事業	52点
C	3点	1事業	3点
D	2点	0事業	0点
E	1点	1事業	1点
計		18事業	71点
平均			3.9点

【手順②】
(平均2.7点×0.7) + (平均3.9点×0.3)
= 1.89点 + 1.17点
= 3.06点
↓
【手順③】 総合評価「C」

基本施策評価については、以下の考え方を採用しています

○達成率

評価	基本施策評価 シートの総合評価	基本施策の 成果指標	事務事業の 指標
A	<u>100%以上</u>	<u>100%以上</u>	100%以上
B	<u>75%～99%</u>	<u>75%～99%</u>	75%～99%
C	<u>50%～74%</u>	<u>50%～74%</u>	50%～74%
D	<u>50%未満</u>	<u>50%未満</u>	50%未満
E	<u>その他</u>	<u>その他</u>	その他

佐倉市の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

佐倉市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3～4
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6～8
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、千葉県の『学校における働き方改革推進プラン』を踏まえ、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保するための措置を体系的に講じることが目的として策定しています。これは『第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画』に基づき、こどもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす質の高い教育を実現するための重要な取り組みです。

近年、学校現場では多様な教育課題への対応や業務の複雑化により、教育職員の負担が増大しています。過重な業務は、教員の健康や意欲に影響を及ぼすだけでなく、教育の質にも直結します。

そこで、本計画では「学校における働き方改革」を推進し、教育職員がこどもと向き合う時間を確保し、創造的で質の高い授業や支援を行える環境を整えます。

本計画を通じて、教員が健全な働き方を実現し、専門性を発揮できる体制を構築することで、こどもたちへの教育の充実を図ります。

(2) 佐倉市の現状

佐倉市では、業務負担の軽減と教育の質向上を両立するため、校務DXを推進し、校務支援システムの活用や事務作業の効率化を進めています。

また、令和5年度からは ※『佐倉型カリキュラム・マネジメント』を導入し、学校教育の計画的・組織的な運営を強化しています。

教員がこどもと向き合う時間を確保できる環境づくりに努め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

※ 詳細はP7参照

こうした取組の結果、佐倉市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりでした。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（11月）】 [校長]

	時間外在校等時間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35時間28分	21.7%	0%
中学校	31時間55分	18.1%	0%
平均	33時間41分	19.9%	0%

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（11月）】 [副校長・教頭]

	時間外在校等時間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	66時間53分	62.5%	20.8%
中学校	64時間05分	58.3%	25.0%
平均	65時間29分	60.4%	22.9%

【令和 7 年度の時間外在校等時間の状況（11月）】 [教職員]

	時間外在校等時間平均	月 4 5 時間を上回る割合	月 8 0 時間を上回る割合
小学校	36時間50分	30.1%	2.5%
中学校	53時間19分	42.2%	16.6%
平均	45時間 4分	36.1%	9.5%

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、副校長・教頭・教職員において高くなっています。特に、成績処理や校務分掌に関する事務作業、行事準備、部活動指導、保護者対応などの業務で負担感が大きくなっています。

さらに、特別支援教育や個別最適な学びへの対応、ICT活用に伴う準備や研修、学校行事の安全管理業務も教員の時間的負担を増加させています。

このような状況を改善するため、校務の効率化や業務の重点化、部活動の地域展開の推進、ICT活用の支援体制強化を図ることによって、教育職員に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定します。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の一人あたりの取得日数を令和11年度までに20日とする。

校務DXや「佐倉型カリキュラム・マネジメント」を推進し、業務の効率化と重点化によって教員がこどもと向き合う時間という余白を生み出し、教育職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

	取組内容	1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合 [教職員]	1 箇月時間外在校等時間の平均時間 [教職員]
令和8年度	・ 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し ・ 学校における措置の推進 ・ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	70%	41時間以下
令和9年度		80%	37時間以下
令和10年度		90%	33時間以下
令和11年度		100%	30時間以下

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

佐倉市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

[イ] 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間を教育職員の勤務開始時間より後に設定することを推進する。
- ・スクールガードボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者又は地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 給食費の公会計化（「3分類」③関係）

- ・市が給食費を一元的に管理し、可能な限り迅速に公会計化を実施する。

[ロ] 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・必要に応じて、ICT支援員にウェブサイトの作成・管理を委託できる体制を構築する。

◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となっていくこととする。

◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を推進する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、原則、休日の全ての運動部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、可能な限り迅速に部活動指導員の配置拡充等を進める。

[ハ] 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの活用を更に推進する。
- ・クラウド機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆水泳学習の見直し

- ・小学校における民間委託の推進、中学校における実技を伴わない対応の実施により、施設管理を含む業務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（不登校含む）（「3分類」⑲関係）

- ・心の教育相談員や多様な学びの相談員、スクールカウンセラー等が生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校は、教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要性を精査し、適正な時数となるよう設定する。
- ・「佐倉型カリキュラム」の継続的な実施…週あたりの授業時数を基本時数より2時間削減し、小学校は23～27コマ、中学校は27コマで編成する。モジュール学習の導入や短縮時程の見直し等を通じて、必要時数と放課後の時間を確保する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・クラウドやAIなどのデジタル技術の活用により、教材・指導案の共有や校務分掌に関する事務作業を効率化する。
- ・ICTの活用により、家庭学習（デジタルドリル）や、連絡帳のデジタル化、ワークシート作成等の教材準備時間の削減を一層推進する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・学校は、1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、申し出を行った教育職員には医師による面接指導を実施する。
- ・学校は、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・学校は、ストレスチェックでの高ストレス者に対して、本人による面接希望があれば、医師等と面接指導を実施する。
- ・学校は、職員が自分自身の悩み等について、スクールカウンセラーへ日常的に相談できるよう、相談日程や予約方法を明確にし、相談しやすい環境を整備する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校または個人における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・時差出勤勤務制度の導入について、令和8年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、本計画の周知を徹底する。併せて、現場の意見を反映した研修や、管理職向けのマネジメント・労務管理に関する研修を充実させるなど、教育委員会による支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、佐倉市のホームページで公表するとともに、定例の佐倉市教育委員会会議及び佐倉市総合教育会議において報告することとする。

いじめ問題に関する取組状況について

佐倉市教育委員会 指導課

1 事業に係る取組状況

(1) 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会

法務局、児童相談所、警察署、市長関係部局等の関係機関の代表が集い、連携の在り方や意見交換等を行う会議。今年度は7月14日（火）に実施。

(2) 佐倉市いじめ対策調査会

弁護士、医師、大学教授等の有識者によるいじめの審議会。今年度は5月に実施。今後、9月、2月にも実施する予定。市内の状況報告やいじめ対策について報告し、助言等をいただく。

(3) 佐倉市いじめ防止こどもサミット

7月31日（金）に市内34の小中学校の代表児童生徒を集めて開催。各校の代表者がいじめや人間関係等について話し合い、その話し合い結果を各校で周知する場を設けることでいじめ防止の啓発を図っている。

(4) 佐倉市中学校区生徒指導研修会

4月～5月に、指導主事が市内小中学校教職員に対してオンラインで、いじめ問題を中心とした生徒指導の研修を行うとともに中学校区の生徒指導の取組の情報共有を図っている。

(5) 佐倉市いじめ防止基本方針の改訂

令和8年4月に佐倉市いじめ防止基本方針を改訂。各学校にも、各校のいじめ防止基本方針と照らし合わせながら、必要に応じた見直しを依頼している。

(6) 人権週間等における人権擁護授業等

12月4日～10日の人権週間にあわせて、各校が人権集会や人権に関する授業等に取り組むなど、教育活動全般において人権意識の高揚に努めている。

2 市内小中学校のいじめの状況（令和7年度の状況）

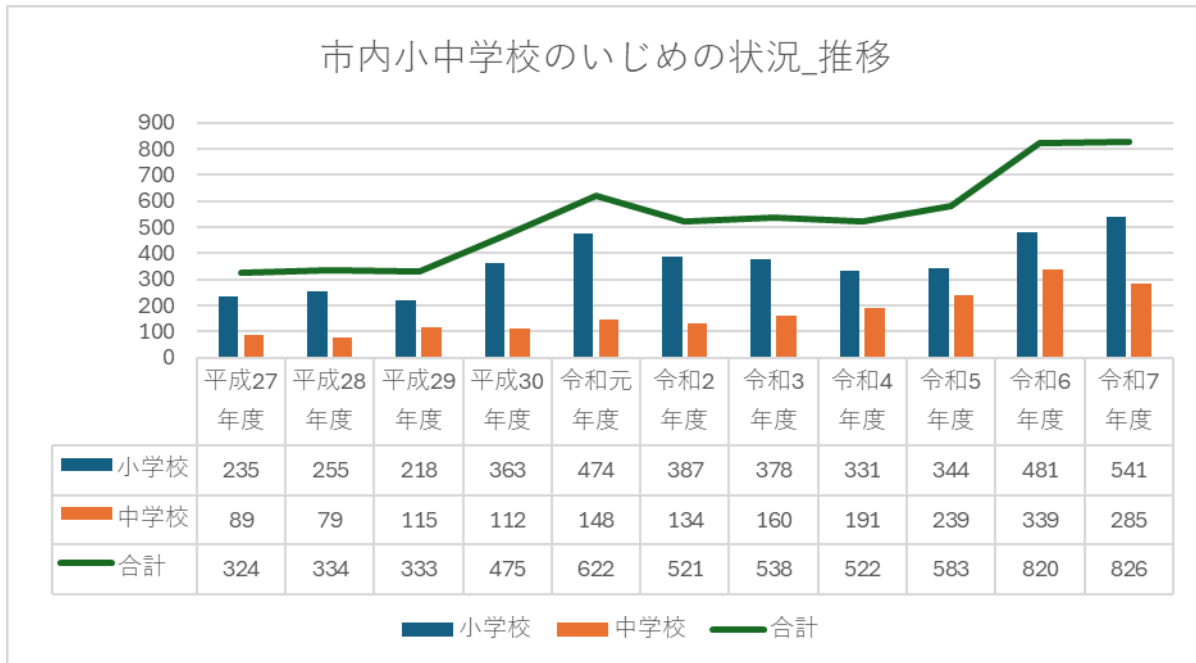
認知件数 ※（ ）内の数字は前年度

小学校	中学校	小中合計
541件（481件）	285件（339件）	826件（820件）

令和7年度 佐倉市小・中学校におけるいじめの状況について

(令和8年3月末現在)

1. いじめの認知件数



2 いじめの状況

	解消している	取組中	その他	合計
小学校	419	122	0	541
中学校	198	87	0	285
合計	617	209	0	826

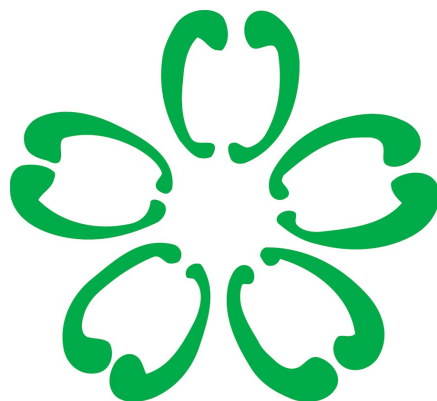
※いじめが解消している状況の要件

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（この相当期間とは3カ月を目安）。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

3 いじめの内容(件数が多いもの上位3項目) ※複数選択可

	小学校	中学校	合計
冷やかしかからかい、悪口や脅かし、文句や嫌なことを言われる	297	178	475
軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	125	29	164
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	100	54	154

佐倉市いじめ防止基本方針



令和 8年 4月 改訂版

佐 倉 市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。（いじめ防止対策推進法〔平成25年法律第71号。以下「法」という。〕第1条から）よって、いじめの問題への対応は学校の最重要課題であり、教職員が個々で抱える問題ではなく、学校全体で組織的に対応することが必要な問題として認識する必要があります。

また、いじめを防止するためには、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、「いじめを許さない」風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、佐倉市では、法第2条・第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「佐倉市いじめ防止基本方針」（以下「佐倉市基本方針」という。）を策定します。この「佐倉市基本方針」の対象となる「学校」とは、佐倉市立小学校23校及び同中学校11校、「児童生徒」とは、佐倉市立34小中学校に在籍する児童生徒とします。（以下「学校」、「こども」という。）

この法律ができた背景には、全国で起きたいじめ等による重大な人権及び生命に関する事案が発生し、大きな社会問題として取り上げられたことがあげられます。国民のさらなる人権意識の高まりが求められています。

「いじめは、どのこどもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識から、こどもを取り巻く大人一人一人が、いじめに対しての理解を深めるとともに、「いじめは絶対に見逃さない」といった認識を持つことが大切です。

また、いじめ問題を社会全体の問題としてとらえ、それぞれの役割と責任を自覚し、課題意識を持っていじめに対峙することも重要だと考えます。

いじめは、全てのこどもに関わる問題であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、全てのこどもが安心して学校及び社会生活を送り、様々な体験的な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、安心・安全が確保された環境の中で、生活できることを旨として行われなければなりません。

さらに、こどもにはいじめを生まない土壌づくりとして、道徳教育のさらなる充実が求められます。こどもたち一人一人が、伝統として受け継がれてきた道徳的価値に気づき、日常生活の中で自己の信念に基づいて行動できるよう、道徳の時間を核として、学校教育活動全体で真摯に取り組む体制づくりが必要です。そして、日常的な指導と体験的な学習等により、こども一人一人が、「いじめを許さない」態度と「いじめを見逃さない」勇気を発揮することができるよう、教職員をはじめとした周囲の大人が指導と支援をしていく必要があります。そのためには、校長の強いリーダーシップの下、学校の教職員が一体となっていじめ根絶に取り組む姿勢を家庭や地域に発信していかなければなりません。

佐倉市では、法を遵守し、佐倉市基本方針に則って、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって、「いじめのない学校づくり・社会づくり」が実現できるよう、いじめ根絶に向けて邁進します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	- 1 -
1 いじめの定義	- 1 -
2 いじめの防止等に対する基本理念	- 1 -
3 いじめの態様	- 2 -
4 いじめの視点	- 2 -
5 佐倉市基本方針策定の目的	- 3 -
6 いじめの防止等に向けた方針	- 3 -
第2章 いじめの防止等のために佐倉市が実施する施策	- 6 -
1 佐倉市基本方針の策定	- 6 -
2 いじめの防止等のための市長の取組	- 6 -
3 いじめの防止等のための教育委員会の取組	- 6 -
4 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置	- 7 -
5 佐倉市いじめ対策調査会の設置	- 8 -
6 佐倉市基本方針の内容の点検と見直し	- 8 -
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	- 9 -
1 学校いじめ防止基本方針の策定	- 9 -
2 学校いじめ防止対策の組織	- 9 -
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	- 9 -
第4章 重大事態への対処	- 13 -
1 重大事態の定義	- 13 -
2 教育委員会及び学校による対処	- 13 -
3 調査結果の報告を受けた市長による対処	- 14 -

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条より

2 いじめの防止等に対する基本理念

いじめは、全てのこどもに関わる問題です。

いじめの防止等のための対策は、全てのこどもが安心して学校生活を送り、様々な体験的な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければなりません。また、全てのこどもが「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の道徳性と人権意識を高めていくことが必要です。

いじめの防止等のための対策の第一は、いじめの行為が、いじめられたこどもの心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であることについて、こども一人一人が十分に理解できるようにすることを本旨としなければなりません。加えて、いじめを受けたこどもの生命・心身の安全を守ることが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域、家庭、その他の関係者の不断の努力の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければなりません。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、市、教育委員会、学校、地域、家庭、その他の関係者が緊密に連携し、いじめの防止等のための対策を講じるものとします。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どのこどもにも起こる可能性のある最も身近で重大な人権問題です。
- (2) いじめを防止するには、学校を核として広く社会全体で取り組む必要があります。
- (3) 全てのこどもが「いじめは、絶対に許されない行為」であると正しく認識し、いじめを許さないこども社会の環境づくりへの指導・支援が必要です。
- (4) 自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合に「どのように対処したらよいかを理解し、行動できる勇気を身に付ける」ことが必要です。
- (5) いじめのないこども社会を実現するために、市、教育委員会、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を自覚し、緊密な連携を取りながら、協力して行動する必要があります。

3 いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含みます。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど「いやだ」と感じることを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理に強いられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物品を奪われる。あるいは隠される。壊されるなどの行為。）
- ・インターネット等を利用したいじめ。（メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を本人の許可なく無断で掲載されたりするもの。）

なお、いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効です。

「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら対応が遅れたり、毅然とした対応がなされなかったり、適切な対策が採れなかったりすることで問題が長期化することがあります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見されにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。また、人間関係上のトラブルにより、重大ないじめに発展する場合があります。見えにくい上に、発見しても、丁寧な分析と適切な指導ができなければ、問題が長期化し深刻な事態を招くことがあります。

4 いじめの視点

国の基本方針等に基づき、いじめについて以下の①～④の視点を明確にします。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- ②いじめは、子どもが時と場合により、被害者になったり、加害者になったりする経験を持つことが多く見られます。
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、いわゆる『観衆』として、はやし立てたり面白がったりする存在や、『傍観者』的な存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です。

5 佐倉市基本方針策定の目的

佐倉市基本方針は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるために定めるものです。市、教育委員会、学校、地域、家庭などを含めた社会全体がそれぞれの役割を自覚し、こどもの健全育成を図るため、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

6 いじめの防止等に向けた方針

こどものいじめの防止等に向けて、市、教育委員会、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を自覚して取り組み、いじめのない環境づくりに努めます。また、いじめを見つけたり、気にかかるこどもがいる場合は、早急にその場で注意及び指導を行ったり、関係機関に互いが連絡を取り合ったりするなどの対応が必要です。

【市長・教育委員会の役割】

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策について、関係部局が連携して総合的に策定し実施します。
- (2) いじめの予防及び早期発見、定義に照らした積極的な認知、その他のいじめの防止、いじめを受けたこどもに対する適切な支援、いじめを行ったこども等に対する適切な指導と支援を行うため、教育委員会が中心となり、学校及び家庭、地域、こどもに係る相談業務や施設などを有する関係部局が連携して、いじめに関する通報・相談体制の充実、関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する通報・相談を受けたときは、迅速かつ適切にいじめを防止するための必要な措置を講じ、関係部局及び学校が連携していじめの防止等にあたります。
- (4) こどもが安心して生活できるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発活動及び見守り活動などについて、教育委員会と関係部局が連携して推進します。

【学校の役割】

- (1) 学校は、教育活動全体をとおして、だれもが安心して生活できる学校体制を整えます。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どのこどもにも起こりうることを強く意識し、学校は、いじめを未然に防ぐ体制を整え、いじめが発生した場合は、速やかに解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。
- (3) 学校は、「いじめを絶対に許さないこと」、「いじめられているこどもを最後まで

守り抜くこと」をこどもや保護者に表明し、いじめの実態把握に努めるとともに、校長、副校長、教頭などのリーダーシップの下、学校組織全体で問題解決に取り組みます。

- (4) 学校は、生徒指導及び道德教育を教育活動全体をとおして取り組む体制を整え、教職員、こども一人一人が共通の価値を共有して教育活動を推進します。
- (5) 学校は、こどもが主体となっていじめのないこども社会を形成するという意識を育むため、こどもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援を行います。
- (6) 学校は、こどもや保護者に相談窓口を明示し、いつでも、どの教職員にでも通報・相談できる体制を整えます。
- (7) 学校は、毎週、いじめの実態を把握する「生徒指導部会議」を開催したり、こどもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施したりするなど、学校組織をあげてこども一人一人の状況の把握と適切な指導と支援に努めます。

【地域・関係機関の役割】

- (1) 地域住民は、学校と連携して、佐倉市のこどもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要があります。
- (2) 地域住民は、こどもの成長、生活、言動などに関心を持ち、いじめの兆候などが感じられたときは、関係する保護者、学校、関係機関などに積極的に情報を提供し、連携していじめの防止等に努める必要があります。
- (3) 地域住民は、地域行事などでこどもが主体性をもって参加できるよう配慮し、こどもが社会の一員であるという自覚を促すことが重要です。
- (4) こどもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、こどもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

【家庭の役割】

- (1) 保護者は、どのこどもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、こどもが、決していじめに加担することがないように日常的な状況把握と指導に努める必要があります。
- (2) 保護者は、日頃からこどもに、「いじめを受けたり、見たりした場合は、速やかに親や近くの大人、学校の先生に相談するよう」働きかけを行う必要があります。
- (3) 保護者は、こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、こどもを見守っている大人との情報交換に努め、こどものいじめ根絶を目指して、互いに補いながら 協働して取り組む必要があります。
- (4) 保護者は、こどものいじめを認知した場合は、速やかに学校、関係機関などに通報

または相談を行う必要があります。

【こどもの役割】

- (1) こどもは、自己の成長を信じ、何事にも精一杯取り組む態度と、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的に「いじめを許さない」環境づくりに貢献します。
- (2) こどもは、周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の大人（保護者、地域の人、教師など）に積極的に相談することに努めます。
- (3) こどもは、自己の道徳性を高める努力を怠らず、「自律心」と「他者への思いやり」「勇気」などの豊かな心を育てていくことに努めます。

第2章 いじめの防止等のために佐倉市が実施する施策

1 佐倉市基本方針の策定

法に基づき、本市におけるいじめの防止等ための対策を総合的かつ効果的に推進するために、佐倉市基本方針を定めるものとします。

2 いじめの防止等のための市長の取組

- (1) 市長は、いじめに関する相談に関して、こどもに係る相談業務や施設等を有する関係部局と教育委員会との情報共有を密にし、連携体制を強化します。
- (2) 市長は、人権意識の普及啓発について、関係部局と教育委員会、学校が連携を密にし、いじめの防止等の意識の高揚や見守り活動等の推進を図ります。
- (3) 市長は、いじめに係る重大事案等に対して、関係部局と教育委員会が連携を密に行い、必要に応じた対処について検討・調整等を行います。

3 いじめの防止等のための教育委員会の取組

- (1) 「生徒指導」「道徳教育」を柱とした学校支援
 - ①教育委員会は、学校訪問などをとおして、各学校の生徒指導体制及び道徳教育指導体制が、学校全体の取組として整えられているか確認し、指導します。
 - ②教育委員会は、指導主事などを学校へ派遣し、学校からの報告・要請に速やかに対応し、学校と緊密な連携の中でいじめの防止等に努めます。
 - ③教育委員会は、各学校の生徒指導及び道徳教育等の会議及び研修会に積極的に参加し、具体的な方策などの指導・支援を行います。
 - ④教育委員会は、年に1回、「佐倉市いじめ防止こどもサミット」を開催し、こどもによる各学校の取組を紹介し、いじめの防止等のための啓発を図ります。
 - ⑤教育委員会は、生徒指導提要等を活用し、学校が共通理解の下、連携して生徒指導体制を整えるよう支援します。
 - ⑥教育委員会は、佐倉市校長会、佐倉市教頭会、佐倉市生徒指導部会と連携して研修を行うとともに、定期的に情報交換会を開き、問題行動等の適切な対応等について協議します。
 - ⑦教育委員会は、佐倉学道徳副読本を活用し、佐倉市の先人の生き方に迫る授業などをとおして、こどもの意欲を高め、「信念」「正義」「勇氣」「仁」などの価値について考えさせます。
- (2) 相談体制の整備
 - ①教育委員会は、各学校にこども及び保護者がいじめに関する相談を行うことができ

る体制を整えます。

②教育委員会は、電話相談、教育相談、スクールカウンセラーの対応状況を確認し、学校以外の機関においてもタイムリーに相談できる体制を整えます。

③教育委員会は、学校などが、いじめに関する通報・相談を受けた場合には、即時に状況を把握し、状況などに応じて速やかに指導主事などを学校に派遣して支援体制を整えるとともに、こどもの安全確保に最優先に努めます。

(3) 定期的な調査・研修

①教育委員会は、いじめ月例調査を実施し、こどものいじめ実態を毎月把握します。

②教育委員会は、調査結果や各学校からあがってきた情報などにに基づき、教育委員会と学校の情報共有を密に行います。

③教育委員会は、生徒指導担当者会議を開催し、学校間の情報交換及び研修会を実施します。

④教育委員会は、長欠担当者会議を開催し、こどもの不登校などの長期欠席状況を把握し、こどもの欠席の背景などを分析します。

⑤教育委員会は、佐倉市校長会の生徒指導部と連携し、常に情報の共有化に努めます。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

①教育委員会は、全教職員、保護者への情報モラル教育に関する啓発活動を行い、関係者のいじめ対策への意識を高めます。

②教育委員会は、関係機関との連携による研修会等を実施し、教職員、こどもの危機意識を高めます。

(5) 関係機関との連携

①教育委員会は、必要に応じて警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラーなどとの連携に努め、早急な対応と早期解決に努めます。

②教育委員会は、関係機関がいじめ問題に関する情報を共有し、常に危機意識を持っていじめの防止等に取り組むよう調整に努めます。

4 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(1) いじめの防止等を関係機関及び関係団体と連携して推進するため、法第14条第1項を踏まえ、「佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

(2) 連絡協議会の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、千葉県警察その他の関係者により構成し、教育委員会が委嘱します。

(3) 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとします。

5 佐倉市いじめ対策調査会の設置

- (1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項を踏まえ、教育委員会に附属機関として「佐倉市いじめ対策調査会」（以下「調査会」という。）を設置します。
 - (2) 調査会の構成員は、専門的な知識及び経験を有する第三者とし、公平性・中立性が確保されるよう努めます。また、構成員は、いじめの状況などに応じて、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門職など、専門的な知識及び経験を有する者で構成します。
 - (3) 調査会の役割は、次に掲げる事項とします。
 - ①いじめの防止等に関する調査研究を行います。
 - ②市が実施するいじめの防止等のための対策に関して審議します。
 - ③法に規定する重大事態が学校で発生した際、事実関係などについての調査・審議・指導を行います。
- （自殺の背景調査における留意事項）
- 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂 文部科学省）を参考とします。

6 佐倉市基本方針の内容の点検と見直し

教育委員会は、佐倉市基本方針の取組状況について毎年点検を行い、調査会での意見交換を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めています。

策定した学校基本方針については、学校評議員及びPTAに周知し、学校のホームページなどで公開しています。また、年度ごとに見直しを行い、保護者、地域への周知に努めます。

2 学校いじめ防止対策の組織

学校基本方針に基づき、学校は、いじめの防止等のための対策のため中核となる組織（①いじめ対策会議 ②生徒指導部会議 ③いじめに関わる情報があつたときの緊急会議）を置きます。①いじめ対策会議は年3回、②生徒指導部会議は毎週1回開催し、日常的なこどものいじめに関する実態を把握し情報を共有化します。③いじめに関わる情報があつたときの緊急会議は、重大な案件が生じた際に、適宜行うこととします。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

（1）いじめを起こさせないための未然防止に努めます。

①学校は、それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業、体験的な授業、一人一人に応じたきめ細かな授業を展開します。

- ・授業では、こどもに自己決定の場を与えます。
- ・授業では、こどもに自己存在感を与えます。
- ・授業では、こども同士の共感的な人間関係を育成します。
- ・授業では、安全安心な風土を醸成します。

②学校では、道德教育及び体験的な学習を充実させ、思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めるとともに、達成感や感動、人間関係を深める学習を推進します。

③学校では、相談体制の整備及びアンケートの実施により、こどもの悩みや変化に早く気づき、きめ細かな指導ができる体制を整えます。

- ・定期的な教育相談を実施します。（年3回程度）
- ・定期的な「いじめアンケート調査」を実施します。（年3回程度）
- ・常設の「相談箱」を設置するなど、こどもがSOSを出しやすい環境づくりに努めます。
- ・スクールカウンセラーや心の教育相談員、相談担当職員をこどもや保護者に

周知します。

④学校では、児童会・生徒会を中心とした、いじめの防止等について子どもとともに活動し、「いじめを絶対に許さない」主旨の自治的な取組を行います。

- ・具体的な取組方策を検討して実施します。
- ・各学校間の情報共有の機会を設けます。
- ・「こども人権集会～テーマ～（仮）」（全校）を開催します。

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行います。

- ・保護者と連携した指導を行います。
- ・外部講師を招いての情報モラル教室を開催します。
- ・警察と連携した指導を行います。

⑥保護者へいじめに関する対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校基本方針の説明を行います。
- ・保護者懇談会、学年集会などで啓発を行います。

(2) いじめを発見したときは、速やかに対応します。

①いじめの情報への敏感な反応及び迅速な対応に努めます。

- ・日頃から、こどもの行動を注意深く見守ります。
- ・こどもや保護者からの情報を大切にします。
- ・教職員で情報を共有します。

②正確な事実の確認を行います。

- ・いじめの情報を確認したら、学校いじめ防止対策の組織を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当事者、関わりのあるこども、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録（時系列、こども別など）します。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

③指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、こどもの状況と関係、家庭の状況などを考慮し、「いじめ対策会議」「生徒指導部会議」で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

④いじめを受けたこども、保護者への支援を行います。

- ・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・いかなる理由があっても、いじめられたこどもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を取り除きます。
- ・複数の教職員の協力の下、当該のこどもの見守りを行うなど、いじめられたこどもの安全を確保します。
- ・いじめられたこどもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられたこどもに寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめたこどもを別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

⑤いじめを行ったこどもへの指導を行います。

- ・行った行為を振り返らせ、個別指導を丁寧に行いながら、いじめの問題点を指摘し、理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任について自覚を促します。
- ・こども同士、保護者間で謝罪の場を持ち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・いじめの状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ・いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。
- ・状況に応じて、カウンセラーを活用するなど、専門性を活かした指導にあたります。
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、教育的配慮に十分に留意しながら、いじめたこどもが自ら行為の影響や性質を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。
- ・被害を受けたこどもの気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

⑥いじめを行ったこどもの保護者への助言を行います。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- ・いじめたこどもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該のこどもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

- ・自分の課題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

⑦表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。（被害者、加害者ともに同様の対応を行います。）
- ・被害者となったこどもには、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

⑧いじめが犯罪行為に当たる場合は、毅然とした対応で臨みます。

- ・いじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案が発生した場合は、直ちに警察に相談・通報します。
- ・児童ポルノ関連のいじめ事案が発生した場合は、拡散しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態も生じることから直ちに警察へ相談します。
- ・こどもの生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察や児童相談所に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡し、連携を深めながら対応します。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

「重大事態」とは、次に掲げる場合をいいます。

- (1) いじめにより当該学校に在籍するこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、①自殺を企図した場合

②身体に重大な傷害を負った場合

③所持する金品などに重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

- (2) いじめにより当該学校に在籍するこどもが「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、日数だけでなくこどもの状況など、個々のケースを十分把握する必要があります。

法第28条より

2 教育委員会及び学校による対処

重大事態発生時には、佐倉市基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版 文部科学省）により、適切に対応していきます。

なお、こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立て（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）があったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとします。

(1) 報告

- ①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。なお、重大事態は「疑い」が生じた段階から対応を開始することに留意する必要があります。
- ②学校から報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。
- ③教育委員会は、指導主事やスクールカウンセラーなどを当該学校に派遣し、対応などの指導と支援を行います。また、必要に応じて関係機関に緊急支援を要請します。

(2) 調査

- ①いじめの事実関係を明確にし、対処にあたるため、教育委員会又は学校が主体となり調査を行います。

なお、調査主体（学校又は教育委員会）は、調査を始める前にいじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあることとその保護者に対し、重大事態調査に関する事前説明を実施します。また、いじめを行った疑いのあることとその保護者及びその他当該重大事態に関係することとその保護者への説明も行います。

- ②教育委員会は、その事案の調査主体（学校又は教育委員会）について判断します。

○学校が調査主体となる場合

- ・「学校基本方針」に基づき、いじめに関わる情報があつたときの緊急会議のメンバーが主体となって調査を実施します。メンバーに専門的知識及び経験を有する第三者が含まれていない場合には、教育委員会の指導・助言のもと、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○教育委員会が主体となる場合

- ・学校の教育活動などに支障が生じるおそれがあるなどの判断を教育委員会が行った場合、「調査会」を招集し、調査にあたります。

- ③調査は、詳細な事実関係の確認とともに、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることに留意して行います。

- ④必要に応じて、警察や児童相談所などの関係機関との連携を図ります。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ①学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明します。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の子どものプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。

- ②教育委員会は、調査結果を市長に報告します。

3 調査結果の報告を受けた市長による対処

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。

なお、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければなりません。

佐倉市いじめ基本方針 新旧対照表

No.	ページ	改訂箇所	改訂概要	改訂前	改訂後
1		はじめに	文言の略称変更	子供	こども
2		はじめに	用語の定義の明確化	いじめの防止等の対策は……	いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は……
3	7		見出しの修正	いじめ問題対策連絡協議会の設置	佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置
4	8		見出しの修正	教育委員会の附属機関の設置	佐倉市いじめ対策調査会の設置
5	8	（自殺の背景調査における留意事項）	最新資料に差替え	「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）	「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂 文部科学省）
6	13	教育委員会及び学校による対処	重大事態発生時には、佐倉市基本方針及び国のガイドラインにより、適切に対応することを明確化	—	重大事態発生時には、佐倉市基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版 文部科学省）により、適切に対応していきます。
7	13	教育委員会及び学校による対処	子供や保護者からの申立てへの対処を明確化	子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要があります。	子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立て（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）があったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとします。
8	14	教育委員会及び学校による対処	調査前の加害児童生徒を含む児童生徒等への説明を追記	—	なお、調査主体（学校又は教育委員会）は、調査を始める前にいじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある子供とその保護者に対し、重大事態調査に関する事前説明を実施します。また、いじめを行った疑いのある子供とその保護者及びその他当該重大事態に関係する子供とその保護者への説明も行います。
9	14	教育委員会及び学校による対処	調査時の基本的姿勢を追記	—	調査は、詳細な事実関係の確認とともに、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることに留意して行います。

上記の改正の他、次の修正等を行いました。

※「いじめの防止等」を定義したことに伴い、表記ゆれを修正しました。

※いじめ防止対策推進法の文言である「いじめの防止等のための対策」に統一しました。

※その他、所要の文言整理を行いました。

部活動地域展開の 取組状況について

令和 8 年 7 月 1 5 日（水）

佐倉市 教育委員会 指導課

これまでの取組の変遷

R5

- ・市内で初めて臼井中学校陸上部で実証事業開始
- ・保護者説明会開催

R6

- ・実証事業を全11校・11部活に拡大
- ・HPを通じて実証事業の成果などの情報発信

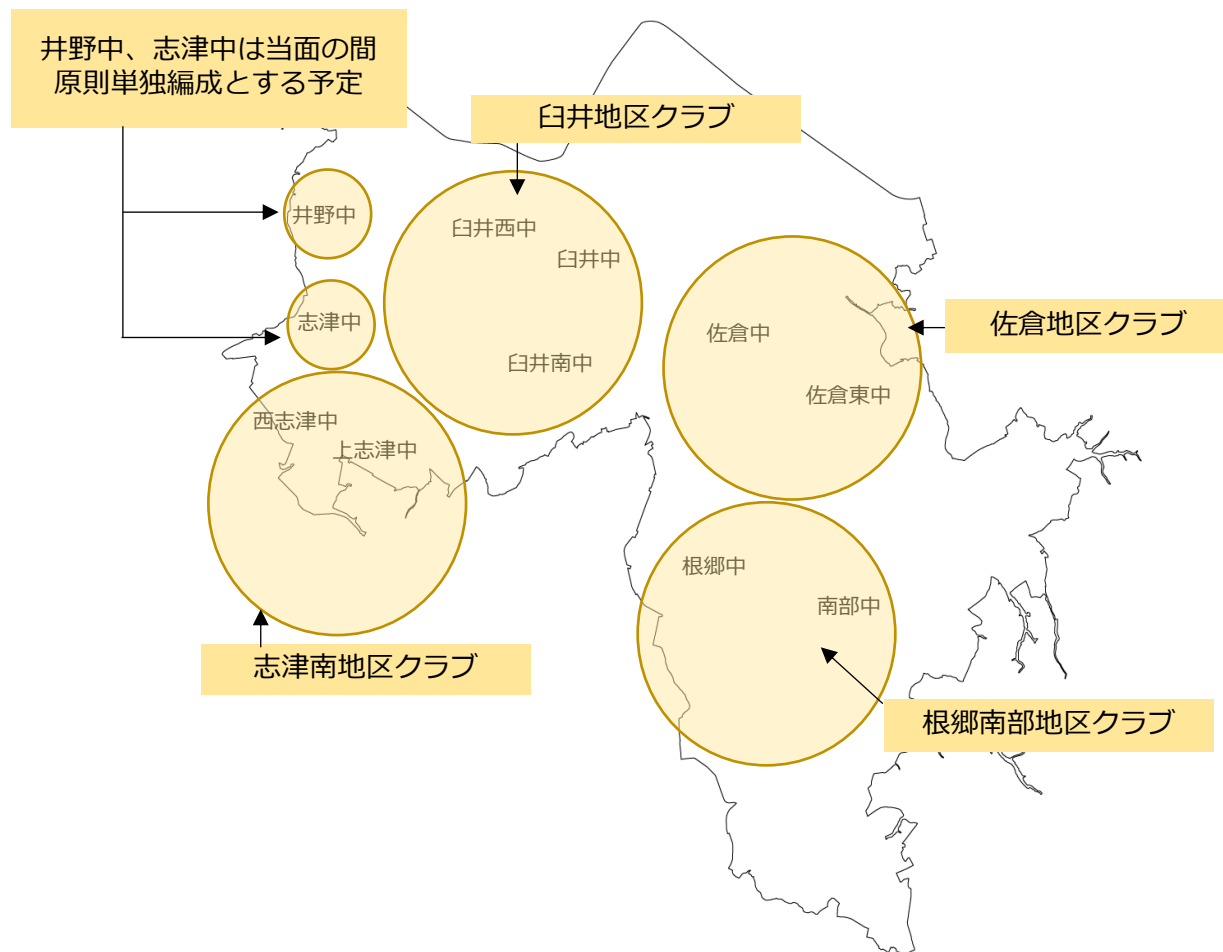
R7

- ・全11校・11部活の実証事業を継続しつつ、R8年8月から全運動部活動の地域展開開始の方向性を決定
- ・地域展開Newsを発行し、R8年8月から保護者負担の徴収が始まることなどについて情報発信

R8

- ・全体説明会、地区別説明会の開催により8月からの地域展開について説明
- ・8月～ 休日地域クラブSAKURAスタート 及び 吹奏楽部での実証事業開始

休日地域クラブSAKURA 運用ルール ～活動エリア図～



【原則】

生徒数の多い志津中、井野中を除いて、原則活動エリア図内の学校で1つのクラブを編成する。

【例外】

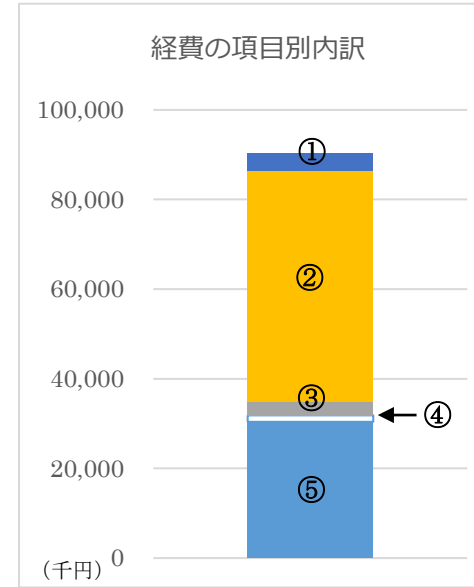
- ① 志津中・井野中においても、人数の少ない種目や、1校にしかない種目は、2校で1つのクラブを編成する。
- ② 活動エリア図内の学校が合併することで、人数が多くなりすぎる種目については、別々のクラブ編成とすることもある。

休日地域クラブSAKURA 運用ルール ～保護者負担額～

1 保護者負担額について

本取組みを持続可能な取組みとしていくため、本市では「生徒が受けるサービスに直結する経費」を参加者にご負担いただくことを原則に保護者負担額を算定することとしました。

①生徒に要する経費（保険等）	3,817 千円
②指導者に要する経費（謝金）	51,691 千円
③指導者研修費、保険、アプリ等	2,889 千円
④活動用消耗品	1,478 千円
⑤事務局経費	30,383 千円
	90,259 千円



- (ア) 生徒が受けるサービスに直結する経費 55,508 千円
- (イ) 参加目標人数 1,680 人（内、要保護準要保護人数 217 人は受益者負担無し）
- (ウ) 1人あたり負担額 (ア) ÷ (イ) = 37,941 ≒ 37,000 円
- (エ) 年間登録料 : 5,000 円 + 月会費 : 4,000 円 × 8 か月と設定

※要保護・準要保護の生徒 217 人 × 37,000 円 = 8,029,000 円は公費負担とします

年間登録料は
毎年 8 月～翌年 7 月の
周期とする
※新チーム立上げ～3
年生引退のスパンと合
わせる

説明会の開催状況

開催日時	開催場所	主な対象者	参加人数
5月24日（日）10時～	中央公民館	全市民	88人
6月22日（月）18時～	志津中学校	志津中関係者	33人
6月23日（火）18時～	西志津中学校	西志津中・上志津中関係者	74人
6月24日（水）18時～	佐倉中学校	佐倉中・佐倉東中関係者	60人
6月30日（火）18時～	臼井南中学校	臼井中・臼井西中・臼井南中関係者	74人
7月1日（水）18時～	根郷中学校	根郷中・南部中関係者	66人
7月2日（木）18時～	井野中学校	井野中関係者	66人

説明会及び意向調査アンケートで多く寄せられた質問への回答

大会参加は部活動か、それとも地域クラブになるのか？

ゆくゆくは大会参加を含めて地域クラブでの活動に置き換わっていくことを目指していますが、地域クラブで大会参加するにあたり、指導者の資格要件など、部活動には求められなかった諸条件のクリアが必要になります。このため、令和8年度においては『部活動』として大会参加が多くなると想定しています。

平日部活動と休日クラブで指導内容など差が出ないか？

平日の顧問と休日指導者間で連携が必要と考えています。休日地域クラブの連絡ツールアプリを、平日顧問にもインストールすることをお願いしまして、平日・休日双方の生徒の様子や練習体制等について、情報を共有しながら進めてまいります。

なぜ地域クラブはお金がかかるのか？

これまでの部活動は学校が担ってきたため、人材・場所・用具にかかる費用の多くが公費で賄われてきました。

今後は、これまで学校が無償で行ってきたこれらの活動について、指導者に適正な謝金が支払われることを含め、市全体でシステム化していくことになります。国においても、本取組みが安定的・継続的に進められるよう、受益者負担と公費負担等を組み合わせて進めて行くことが示されているところです。

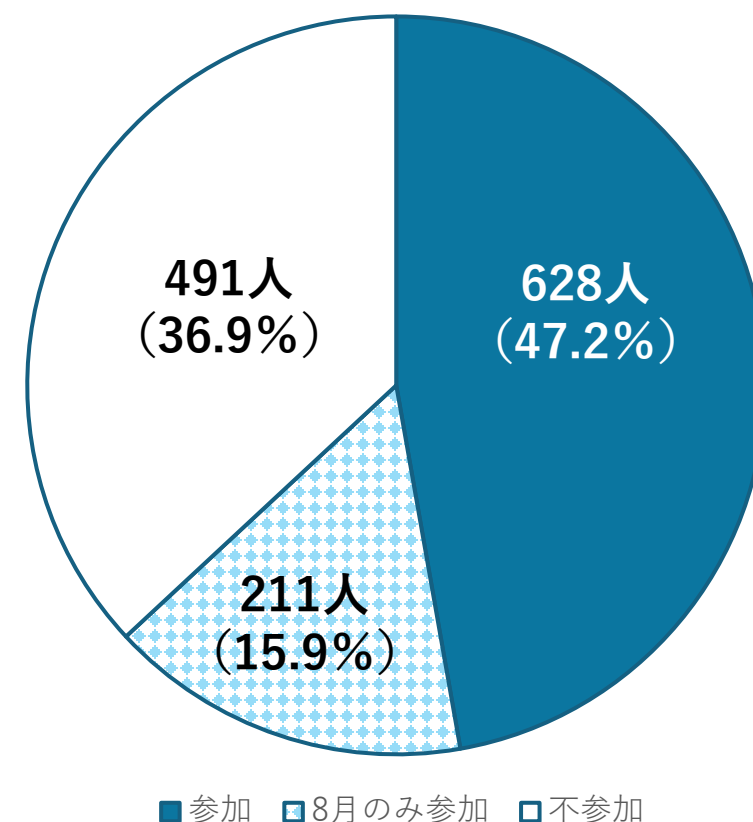
6月に実施した生徒への意向調査結果

- 1 調査対象 中学1年生、2年生
- 2 調査期間 6月3日（水）～6月5日（金）
- 3 回答方法 タブレット端末から生徒自身が回答
- 4 回答者数 1,991人（回答率78%）

上記のうち、現在運動部に入っている生徒の参加意向を抽出

	参加	8月のみ参加	不参加	合計
1年生	338人	103人	252人	693人
2年生	290人	108人	239人	637人
合計	628人	211人	491人	1,330人
割合	47.2%	15.9%	36.9%	100%

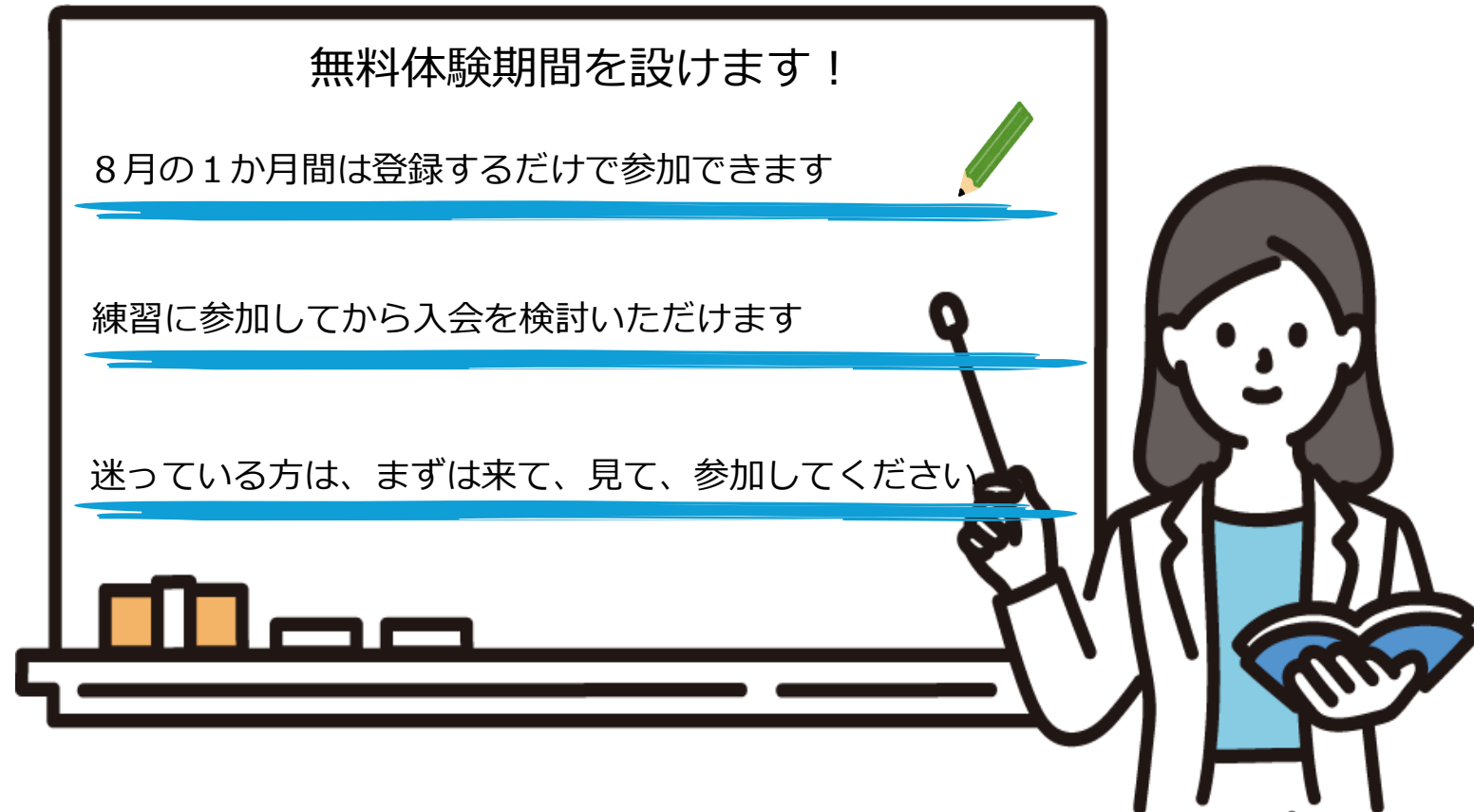
現在運動部に入っている生徒の参加意向



意向調査を基にした 立上げ予定クラブ一覧

地区名	学校名	柔道	剣道	野球	サッカー	ソフトボール	陸上	卓球	水泳	バドミントン	バスケット		バレー		ソフトテニス	
											男子	女子	男子	女子	男子	女子
佐倉地区	佐倉中	○ 市内で 1チーム (佐倉地区)	○	○	○	臼井地区 へ参加可	○	○	○ 市内で 1チーム (志津地区)	志津地区 へ参加可	○	○	臼井地区 へ参加可	○	○	○
	佐倉東中															
根郷南部地区	根郷中		○	○	○	臼井地区 へ参加可	○	佐倉地区 へ参加可		志津地区 へ参加可	○	○	臼井地区 へ参加可	○	○	○
	南部中															
臼井地区	臼井中		○	○	○	○	○	○		志津地区 へ参加可	○	○	○	○	○	○
	臼井西中															
	臼井南中															
志津南地区	西志津中		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	志津地区 へ参加可	○
	上志津中															
志津地区	志津中		○	○	○	○	○	井野地区へ 参加可		○	○	○	臼井地区 又は 志津南地区 へ参加可	○	○	○
井野地区	井野中		志津地区 へ参加可	○	○	志津地区 へ参加可	○	○		志津地区 へ参加可	○	○		○	○	○

8月からの地域展開開始に向けて ～無料体験で新しく始まる地域展開を体験できます！～



佐倉市における取組の方向性 ～みんなの“やりたい”を叶える休日地域クラブSAKURA～

